



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の変更</li> <li>・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止</li> <li>・生活保護法に基づく指定介護機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の指定</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の変更</li> <li>・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止</li> <li>・区画漁業の免許</li> <li>・道路の区域変更</li> <li>・公有水面埋立ての免許</li> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> </ul>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>漁 業 振 興 課</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p>港 湾 課</p> <p>物 品 管 理 室</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料登録の有効期間の更新</li> <li>・土地改良区の役員の就退任</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可（3件）</li> <li>・入会林野整備計画の認可（3件）</li> <li>・一般競争入札の実施</li> <li>・落札者等</li> </ul>	<p>農 業 経 営 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>〃</p> <p>林 政 課</p> <p>物 品 管 理 室</p> <p>〃</p>
<p>◎ 監査委員公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置の公表</li> </ul>	<p>監 査 事 務 局</p>

## 告 示

### 長崎県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日	有 効 期 間
渡邊歯科医院	渡邊 真一郎	長崎県南島原市加津佐町己3690-5	令和2年6月17日	令和8年6月16日

立石調剤薬局	立石 忠裕	長崎県杵岐市勝本町西戸触字蔵谷182-1	令和2年8月1日	令和8年7月31日
諏訪薬局峯の平店	有限会社 諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市上諏訪町838-1	令和2年8月1日	令和8年7月31日
訪問看護ステーション ほのぼの・松浦	医療法人社団壮志会 理事長 押淵 英展	長崎県松浦市御厨町里免37番地の1	令和2年8月1日	令和8年7月31日
株式会社こびっと訪問 看護ステーション美輪	株式会社こびっと 代 表取締役 松尾 洋子	長崎県雲仙市小浜町北本町851 番1-2	令和2年9月1日	令和8年8月31日
はくあい堂くちのつ薬 局	博愛堂ファーマシー株 式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県南島原市口之津町甲 2159-15	令和2年8月1日	令和8年7月14日
犬塚泌尿器科クリニッ ク	犬塚 周	長崎県諫早市高城町9-2 T Kメディカルビル2F	令和2年8月1日	令和8年7月31日
きたじまクリニック	北島 知夫	長崎県諫早市高城町9-2 T Kメディカルビル1F	令和2年8月1日	令和8年7月31日

**長崎県告示第596号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	医療法人 ごんどう循環器内科医院	医療法人 ごんどう循環器内科医院	長崎県諫早市厚生町6番1号	医療機関名称 開設者法人名	令和2年4月16日
新	医療法人 ごんどう内科・脳神経内科クリニック	医療法人 ごんどう内科・脳神経内科クリニック			

**長崎県告示第597号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
渡邊歯科医院	渡邊 尚海	長崎県南島原市加津佐町己3690-5	令和2年6月16日

**長崎県告示第598号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
デイサービスからこ	長崎県諫早市森山町唐比西1125番地3	医療法人社団大塚会 理事長 小田純爾	長崎県諫早市森山町唐比西1165番地	通所介護	令和2年7月1日
木山調剤薬局 諏訪店	長崎県大村市諏訪3丁目230-2	キヤマメディカル株式会社 代表取締役 木山 為彦	長崎県南島原市口之津町甲1191-2	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年8月1日
イオン薬局 大村店	長崎県大村市幸町25-200	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年8月7日

**長崎県告示第599号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	久保 陽之	長崎県佐世保市広田3丁目18-30 シャルマンなかお305号			令和2年6月8日
あん摩マッサージ	小田 勉	長崎県大村市上諏訪町1030番地5			令和2年6月1日
柔道整復	森重 優		花の森整骨院	長崎県諫早市西小路町772番地	令和2年7月1日
はり・きゅう	森 亮太		森 整骨院	長崎県諫早市幸町38番36号101	令和2年7月1日
柔道整復	森 亮太		森 整骨院	長崎県諫早市幸町38番36号101	令和2年7月1日

はり・きゅう	堤 梨奈	長崎県諫早市小船越町671番地1			令和2年6月16日
--------	------	------------------	--	--	-----------

**長崎県告示第600号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	弥永 英登	長崎県諫早市旭町13-41		平成29年1月1日
新			長崎県諫早市西郷町14-3		

**長崎県告示第601号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	荻野 隆寛	長崎県川棚町百津郷41-149			令和2年7月1日

**長崎県告示第602号**

令和2年9月1日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1 漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第411号            |
| 2 免許番号           | 別表のとおり                |
| 3 漁業権者の住所及び氏名    | 別表のとおり                |
| 4 免許の内容たるべき事項    |                       |
| (1) 漁業種類及び漁業の名称  | 別表のとおり                |
| (2) 漁業時期         | 別表のとおり                |
| (3) 漁場の位置        | 別表のとおり                |
| (4) 漁場の区域        | 別表のとおり                |
| 5 制限又は条件         | 別表のとおり                |
| 6 地元地区           | 別表のとおり                |
| 7 存続期間           | 令和2年9月1日から令和5年8月31日まで |

免許 番号	漁業権者		漁業種類及び 漁業の名称	免 許		容 容 の 内 容		事 項		制 又 限 条 件	地 元 地 区
	住所	氏名 又は名称		漁場の 位置	漁業時期	区域	漁 場 の 区 域	基 点	域 点		
南区 第800号	長崎県南島 原市深江町 丙131番地	深江町漁 業協同組 業協 合	第1種 藻類 養殖業	長崎県 南島原市 深江町 地先	9月1日 から 6月30日 まで	次の1、イ、 ロ、2の各点 を順次結んだ 各直線と最高 潮時海岸線 によって区 域囲まれた 区域	1 島原市と南島原市との 最高高潮時 海岸線にお ける境界 2 南島原市深江町馬場 名深江漁港 旧東防波 堤北川付根	イ 1から155度 200メー トルのところ ロ 2から103度 170メー トルのところ		南島原市 深江町	
南区 第801号	長崎県南島 原市深江町 丙131番地	深江町漁 業協同組 業協 合	第1種 藻類 養殖業	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 須之崎 地先	9月1日 から 6月30日 まで	次の1、イ、 2の各点を 順次結んだ 各直線と最 高潮時海岸 線によって 囲まれた区 域	1 南島原市深江町馬場 名深江漁港 山房D護 岸北西端 2 南島原市深江町と 同市布津町との 最高高潮時 海岸線にお ける境界	イ 2から103度 380メー トルのところ		南島原市 深江町	

免許 番号	漁業権者		免 許 の 内 容		た る べ き 事 項		制 限 又 条 件	地元地区		
	住所	氏名 又は名称	漁業の種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	区域			基 点	区 域
南区 第1502 号	長崎県長崎 市戸石町 1519番地34	長崎市た ちばな漁 業協同組 合	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 長崎市 田中町 平瀬 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニ、ホの各 点を順次結んで イに至る各直線 によって囲まれ た区域	1 長崎市牧島町穴口標 識 2 同市田中町平瀬砂揚 げ堤防標識 3 同市網場町南側堤防 付根 4 同市同町テトラ防波 堤標識 5 同市牧島町戸ヶ瀬北 側防波堤付根	イ 1と3を結ぶ直線上 1から680メートルのと ころ ロ 1と3を結ぶ直線上 3から525メートルのと ころ ハ 2から160度 620メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上 4から690メートルのと ころ ホ 4と5を結ぶ直線上 5から730メートルのと ころ	1. イ、ロ、 ハ、ニ、ホの各 点に夜間標識灯 を設置しなけれ ばならない。	長崎市 東町 田中町 矢上町 かき道 1 丁目 かき道 2 丁目 かき道 3 丁目 (旧戸石 町を除く) かき道 4 丁目 (旧戸石 町を除く) かき道 5 丁目 かき道 6 丁目
南区 第3502 号	長崎県長 崎市長浦 町225番地 3	深江真珠 有限公司	第1種 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 長崎市 琴海尾戸 町 下松尾 地先	次の1、イ、 ロ、2の各点を 順次結んだ各直 線と最高潮時 海岸線によって 囲まれた区域	1 長崎市琴海尾戸町下 松尾入道北西端 2 同市同町下松尾入道 北岸標識	イ 1から340度 70メートルのところ ロ 2から340度 100メートルのところ		長崎市 琴海尾戸 町 琴海形上 町 琴海大平 町 長浦町 琴海戸根 原町

免許番号	漁業権者		漁業種類及び漁業の名称	免許の内容		事項		制限又は条件	地元地区
	住所	氏名又は名称		区域	漁場の基点	区域	基点		
五区第11112号	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2273番地	上五島町同漁業協同組合	第1種くろまぐろ小割式養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでいくに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識 (松ヶ枝鼻突端から北方海岸沿いに150メートルのところ) 2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 3 同郡同町同郷青木浦西岸岩標識 4 同郡同町同郷青木浦東岸標識	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から355メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から120メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなすことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権区画漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀19台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗	南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷	

分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,966平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。

4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀により天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者		漁業種類及び漁業の名称	免許の内容		事項		制限又は条件	地元地区
	住所	氏名又は名称		区域	漁場の位置	区域	基礎点		
五区 第11113号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種くろ まぐろ小割式 養殖業	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 若松郷 上中島南 浦地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 若松郷上中島南端標 識 2 同郡同町同郷上中島 南浦東黒岩標識	イ 1から176度30分 70メートルのところ ロ 1から176度30分 135メートルのところ ハ 2から176度30分 190メートルのところ ニ 2から176度30分 120メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなすことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区域漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)

込尾数は、336尾を超えてはならない。  
4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀により天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許 番号	漁業権者		漁業種類及び 漁業の名称	免 許 漁業時期	免 許 漁場の 位置	容 容 内 容		事 事 項		制 制 又 又 条 条 件 件	地 地 元 元 地 地 区 区
	住所	氏名 又は名称				区 域	漁 漁 場 場 の の 基 基 点 点	区 区 域 域	事 事 項 項 の の 区 区 域 域		
五区 第1114 号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 深浦 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷松崎鼻中浦 標識 2 同郡同町同郷深浦松 崎海岸標識B 3 同郡同町同郷カト リック教会畑護岸南 東角	イ 1と3を結ぶ直線上 1から110メートルのと ころ ロ 2から137度 50メートルのところ ハ 2から159度 140メートルのところ ニ 1と3を結ぶ直線上 1から210メートルのと ころ		南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・浦 土井ノ浦 を除く)	

免許 番号	漁業権者		免許の 内容		免 許		事 項		制限 は 件 条	地元地区
	住所	氏名 又は名称	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	区域	漁場 の 基 点	区 域 の 点		
五区 第1115 号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種くろ まぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 深浦 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷深浦崎海 岸標識B 2 同郡同町同郷深浦鼻 南端築堤突端標識	イ 1から137度 50メートルのところ ロ 2から180度 60メートルのところ ハ 2から174度 150メートルのところ ニ 1から159度 140メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船による漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としなすことを誓約する書を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、天然種苗の活	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・浦 土井ノ浦 を除く)

込尾数は、335尾を  
超えてはならない。  
4. 人工種苗を  
活込んではない。  
ただし、天然種苗が  
確保できず、かつ、  
経営に支障が出る  
等のやむを得ない  
理由があり、生簀  
により、天然種苗と  
明確に区別できると  
判断され、知事が  
認めた場合はこの  
限りではない。

免許 番号	漁業権者		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	免 許 の 内 容		た る べ き 事 項		制 限 又 条 件	地元地区
	住所	氏名 又は名称			区域	漁場の位置	基 点	区 域		
五区 第1116号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 桐古里郷 大地 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 桐古里郷白浜築堤 大岩標識 2 同郡同町同郷大地鼻 突端標識 3 同郡同町同郷荷内島 南側標識 4 同郡同町同郷屋ノ浦 北側鼻北端標識	イ 3と4を結ぶ直線上 3から215メートルのと ころ ロ 3と4を結ぶ直線上 3から600メートルのと ころ ハ 1から270度 40メートルのところ ニ 2から215度 85メートルのところ		南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・浦 土井ノ浦 を除く)
五区 第1506号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 西神ノ浦 郷 小元ヶ浦 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 西神ノ浦郷小元ヶ浦 長円寺鼻標識 2 同郡同町同郷小元ヶ 浦護岸標識	イ 1から161度 125メートルのところ ロ 1から142度 175メートルのところ ハ 2から105度 100メートルのところ ニ 2から105度 30メートルのところ		南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・浦 土井ノ浦 を除く)

免許番号	漁業権者		漁業種類及び漁業の名称	免許の内容及び		漁場の位置		事項	制限又は条件	地元地区
	住所	氏名又は名称		区域	漁場の位置	区域	基礎点			
五区 第1507号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷136 番地34	若松町中 央漁業協 同組合	第1種くろ まぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 西神ノ浦 郷 大平 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 西神ノ浦郷大平立瀬 から南岸海岸沿いに 120メートルのところ ろ) 2 同郡同町同郷大平初 瀬標識	イ 1から90度 95メートルのところ ロ 1から90度 180メートルのところ ハ 2から105度 180メートルのところ ニ 2から118度 100メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたまぐろを養殖用種苗としなすことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径2メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区域漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区域漁業権	南松浦郡 新上五島 町 荒川郷 西神ノ浦 郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を 除く) 若松郷 (神部・ 土井ノ浦 を除く)

当該区画漁業権移動させ、天然種を除外し、天然種を活性化しない。  
4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀により天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認められた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者		漁業種類及び漁業の名称	免許の内容		事項		制限条件	地元地区
	住所	氏名又は名称		区域	漁場の基礎点	区域	点		
五区第1117号	長崎県南松浦郡新上五島町若松郷639番地	神部漁業協同組合	第1種くろまぐろ小割式養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 南松浦郡新上五島町若松郷田ノ小島北西標識 2 同郡同町同郷田ノ小島長瀬海岸標識 3 同郡同町同郷田ノ小島西端標識	イ 2から22度 230メートルのところ ロ 2から339度 2900メートルのところ ハ 3から239度 210メートルのところ ニ 3から179度 150メートルのところ ホ 3から158度 70メートルのところ ヘ 3から287度 65メートルのところ ト 2から287度 130メートルのところ チ 1と2を結ぶ直線上 2から20メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないうことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀17台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗	南松浦郡新上五島町若松郷神部土井ノ浦	

分の生簀の総面積が1,884平方メートル、移送分の生簀の総面積が5,338平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,616尾を超えてはならない。

4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許 番号	漁業権者		漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	内容		事項		制限 条件	地元地区
	住所	氏名 又は名称				区域	漁場の 基 点	区 域	区 域		
五区 第1118 号	長崎県南 松浦郡新 上五島町 若松郷639 番地	神部漁業 協同組合	第1種 魚類 小割式養殖業 (くろまぐろ を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 若松郷 田ノ小島 長瀬 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 南松浦郡新上五島町 若松郷田ノ小島北西 標識 2 同郡同町同郷田ノ小 島長瀬海岸標識	イ 1から287度 30メートルのところ ロ 1から287度 230メートルのところ ハ 2から339度 290メートルのところ ニ 2から22度 230メートルのところ		南松浦郡 新上五島 町 若松郷 神部 土井ノ浦	

免許 番号	漁業権者		免 許 の 内 容		た る べ き 事 項		制 限 又 条 件	地元地区		
	住所	氏名 又は名称	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の 位置	区 域			漁 場 の 基 点	区 域
対区 第3512 号	長崎県対 馬市豊玉 町卯麦614 番地5	株式会社 対馬あこ や真珠	第1種 真珠 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬城山 北 地先	次のイ、ロ、 ハ、ニの各点を 順次結んでイに 至る各直線に よって囲まれた 区域	1 対馬市美津島町黒瀬 山下標識 2 同市同町黒瀬城山北 標識	イ ロ ハ ニ	1から0度 60メートルのところ 1から0度 140メートルのところ 2から4度 160メートルのところ 2から4度 80メートルのところ	対馬市 美津島町 竹敷 洲藻 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山

## 長崎県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 志方江迎線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町乱橋212番3地先から 佐世保市江迎町乱橋288番1地先まで	前A	6.8～34.9	507.7	
	前B	9.7～34.1	545.9	
	後B	9.7～16.3	545.9	

## 長崎県告示第604号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

## 1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和2年8月19日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2、298番2に隣接する白地、宇本浦105番24、105番24及び105番4に隣接する白地の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

1,582.74平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県壱岐市勝本町勝本浦字黒瀬298番2、298番2に隣接する白地、宇本浦105番24、105番4、105番24及び105番4に隣接する白地、同白地に隣接する道、並びに同地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

14,038.34平方メートル

(5) 埋立地の用途

ふ頭用地

## 2 縦覧の場所及び期間のうち

## (1) 縦覧の場所

- ア 長崎県長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
- イ 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触570番地  
長崎県壱岐振興局
- ウ 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地  
壱岐市役所

## (2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

## 長崎県告示第605号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

## 1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

2入札第116号 教職員事務用パソコン（諫早・大村地区） 161台

## 2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の時期

この告示の日から令和2年9月24日までとする。

## (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

## (3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

## ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

## イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

## ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

- カ 印鑑届（様式第2号）
  - キ 口座振替申込書（様式第3号）
  - ク 取扱品目明細書（様式第4号）
  - ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
  - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
  - サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）
  - シ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
  - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
  - 〔電話〕095-895-2884
  - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
- (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
- 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

## 公 告

## 肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。  
令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第653号	副産動物質肥料	セル-魚エキス 6：0：0	窒素全量 6.0%	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目18番2号	株式会社ML・セルインパクト 代表取締役 江上 直美	平成23年 8月23日	令和2年 8月23日 から 令和5年 8月22日
長崎県肥第654号	副産動物質肥料	セル-魚エキス S P 6： 0：0	窒素全量 6.0%	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目18番2号	株式会社ML・セルインパクト 代表取締役 江上 直美	平成23年 8月23日	令和2年 8月23日 から 令和5年 8月22日
長崎県肥第614号	蒸製骨粉	蒸製骨粉2号	窒素全量 4.0% りん酸全量 17.0%	長崎県東彼杵郡川棚町三越郷51番地2	ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	平成14年 8月26日	令和2年 8月26日 から 令和8年 8月25日

## 土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐護土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
緒 方 雅 文	対馬市上県町佐護北里277番地	緒 方 雅 文	対馬市上県町佐護北里277番地
春日亀 隆 義	対馬市上県町佐護北里252-2	春日亀 隆 義	対馬市上県町佐護北里252-2
島 居 清 晴	対馬市上県町佐護北里1181番地	小 宮 貞 司	対馬市上県町佐護西里2710番地
瀧 本 浩 吉	対馬市上県町佐護東里1231番地	瀧 本 浩 吉	対馬市上県町佐護東里153番地
瀧 本 一 光	対馬市上県町佐護東里1277番地第2	瀧 本 一 光	対馬市上県町佐護東里1277番地第2
内 山 誉	対馬市上県町佐護南里583番地	内 山 誉	対馬市上県町佐護南里583番地
大 石 辰 慶	対馬市上県町佐護南里603番地	大 石 辰 慶	対馬市上県町佐護南里603番地
島 居 佳都雄	対馬市上県町佐護北里1179番地	島 居 光 己	対馬市上県町佐護北里1031番地

田 代 忠 孝	対馬市上県町佐護北里702番地	山 田 伸	対馬市上県町佐護北里1063番地
福 島 保 正	対馬市上県町佐護北里712番地	大 石 卓 徳	対馬市上県町佐護北里782番地
小 宮 貞 司	対馬市上県町佐護西里2710番地	福 島 康 寛	対馬市上県町佐護北里716番地
島 居 弘 明	対馬市上県町佐護西里2704番地	島 居 弘 明	対馬市上県町佐護西里2704番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
小 宮 寿 安	対馬市上県町佐護西里2668番地	平 山 美 登	対馬市上県町佐護北里288番地
島 居 一 治	対馬市上県町佐護南里40番地	小 宮 寿 安	対馬市上県町佐護西里2668番地
平 山 美 登	対馬市上県町佐護北里288番地	島 居 一 治	対馬市上県町佐護南里40番地

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月22日、令和2年7月5日総会議決）を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 正久寺長田土地改良区  
認可年月日 令和2年8月27日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年6月29日総会議決）を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 佐護土地改良区  
認可年月日 令和2年8月27日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年6月27日総会議決）を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 峰町三根土地改良区  
認可年月日 令和2年8月27日

**入会林野整備計画の認可（公告）**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条の規定により、対馬市美津島町小船越247番地、小船越入会林野整備組合組合長中島登申請に係る入会林野整備計画を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

**入会林野整備計画の認可（公告）**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条の規定により、対馬市巖原町佐須瀬273番地、佐須瀬入会林野整備組合組合長高松武重申請に係る入会林野整備計画を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

**入会林野整備計画の認可（公告）**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条の規定により、対馬市厳原町豆酸瀬103番地、豆酸瀬入会林野整備組合組合長岸川達也申請に係る入会林野整備計画を認可した。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

**一般競争入札の実施（公告）**

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

2 入札第116号 教職員事務用パソコン（諫早・大村地区） 161台

## (2) 購入物品の特質等

仕様書による。

## (3) 納入期限

令和3年3月19日

## (4) 納入場所及び条件

仕様書による。

## (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和2年9月24日 17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(電話) 095-895-2881
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法  
長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。
- 7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限  
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和2年10月15日 17時00分
- 8 同等品承認願の提出場所及び提出期限  
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室  
(提出期限) 令和2年10月6日 17時00分
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室  
(期日) 令和2年10月16日 10時00分開始  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。  
(郵送による場合の入札書の受領期限等)  
(受領期限) 令和2年10月15日 17時00分(必着)  
(提出先) 長崎県出納局物品管理室  
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :  
Faculty staff office computers (Isahaya・Omura area), 161 units
- (2) Delivery period:  
March 19, 2021
- (3) Delivery place:  
Prefectural special needs schools in Isahaya・Omura area
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
5:00 p.m. October 15, 2020
- (5) Date and time for the opening of tenders:  
10:00 a.m. October 16, 2020
- (6) Point of Contact:  
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL. 095-895-2881

**落札者等（公告）**

落札者等について、次のとおり公告する。

令和2年9月4日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
  - ① 2入札第48号 電子計算機ネットワークシステム（長崎地区）  
電子計算機ネットワークシステム（標準仕様1） 1組
  - ② 2入札第49号 電子計算機ネットワークシステム（島原地区）  
電子計算機ネットワークシステム（標準仕様1） 4組  
電子計算機ネットワークシステム（CAD仕様） 1組  
電子計算機ネットワークシステム（PGM仕様） 1組
  - ③ 2入札第50号 電子計算機ネットワークシステム（五島地区）  
電子計算機ネットワークシステム（標準仕様2） 1組
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県出納局物品管理室  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法  
購入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和2年7月29日
- 6 落札者
  - ① 福岡県福岡市中央区大名2-9-27  
（株）内田洋行 教育ICT・環境ソリューション事業部 九州営業部 部長 坂口秀雄
  - ② 長崎県長崎市万才町3-5  
富士ゼロックス長崎（株）営業統括部 営業統括部長 秋山 富也
  - ③ 長崎県五島市籠淵町2126-1  
（有）精光社 取締役 坂谷翔太
- 7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）
  - ① 8,173,000円
  - ② 55,532,400円
  - ③ 6,380,000円
- 8 入札公告日  
令和2年6月16日
- 9 落札方式  
最低価格

**監査委員公表****監査委員公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、長崎県知事、長崎県教育委員会教育長及び長崎県公安委員会委員長から令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年9月4日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅徳
同	山 和 仁
同	浅 田 ますみ
同	ご う まなみ

R02-01090-02612  
2 教 総 第 7 0 号  
長公(会)第2号  
令和2年8月20日

長崎県監査委員 瀨本 磨毅穂 様  
長崎県監査委員 砺山 和仁 様  
長崎県監査委員 浅田 ますみ 様  
長崎県監査委員 とう まなみ 様

長 崎 県 知 事 中村 法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

令和元年度包括外部監査の結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

## 令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調書

## ＜テーマ＞長崎県の委託契約事務の執行について

## Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）

全庁共通	1
------	---

## Ⅳ 包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）

第1 危機管理監	4
第2 総務部	5
第3 地域振興部（旧企画振興部）	7
第4 文化観光国際部	9
第6 県民生活環境部（旧環境部）	10
第7 福祉保健部	11
第8 こども政策局	12
第10 水産部	13
第11 農林部	14
第12 土木部	15
第13 長崎振興局	16
第14 県央振興局	22
第15 島原振興局	24
第16 県北振興局	26
第17 五島振興局	27
第18 壱岐振興局	29
第19 対馬振興局	31
第20 教育庁	32
第21 県立学校	33
第22 警察本部	34

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅲ 包括外部監査の結果報告-各論(全庁共通)

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.39 会計課	所管	<p>随意契約検討シートにおける随意契約を選取した理由を、単に「(当該事業を)県内で唯一行っている事業者である」とか「(当該事業に)精通した事業者が県内で他にいない」とか抽象的な記載だけでは、どのような調査や根拠に基づき「県内で唯一」であるとか「県内で他にいない」と判断しているのか全く分からず、および県民への説明責任を果たしているとは言えない。</p> <p>随意契約検討シートには、随意契約を選取した理由を具体的に詳細に記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部署に対し指摘事項を周知するとともに、実際に審査を行う各部署の随意契約適正化推進協議会において、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。</p> <p>また「随意契約検討シート」の改正を行い随意契約を選取した理由(根拠)を具体的に記載しているよう指導の通知を差出し、6月から開始している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.39 会計課	所管	<p>随意契約は、一般競争入札と比して透明性や機会均等性を欠く契約方法であるから、契約担当の判断によっては相手方より1者に特定した上で地方自治法施行令第18条の3第2号を根拠に締結する随意契約は、「明らかに1者を特定している場合」に限定すべきである。(指摘事項)</p> <p>なお、競争入札を有する「明らかに1者を特定している」という類型の一部は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務等の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもので、当該権利を有している事業者が特定できる場合</li> <li>・特殊な技術又は秘密の技術に関する情報、その他、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもので、当該情報や知識、技術等を有している事業者が特定できる場合</li> <li>・法令等で資格基準が定められており、当該業務等の履行が特定のものに限られることである場合</li> <li>・機器の保守修理、修理又は設置において、特殊な装置、部品等を要するため他の者では実施することができない場合</li> <li>・機密設備、情報システム等の保守管理で、システムが他の設備、システムと接続しているため、接続する他の設備、システム等の保守管理業者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明及び故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できない場合</li> <li>・既存の機密設備、情報システム等と接続した設備、情報システム等の整備等で、既存システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには、契約の相手方が特定される場合</li> <li>・特定の買入れ又は修繕において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1者である場合</li> <li>・特定地域の業者に発注する必要があるため、業務等の履行が可能な業者が特定の者に限定される場合</li> </ul>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部署に対し指摘事項を周知するとともに、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。</p> <p>また「随意契約検討シート」の改正を行い1者に特定した理由(根拠)を具体的に記載している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.41 会計課	所管	<p>継続年度の随意契約検討シートには、適年度の事業要綱や特定者と契約を締結する必要性を検証した結果も記載すべきである。(指摘事項)</p> <p>今回審査対象とした契約の随意契約検討シートでは、当該随意契約を複数年度に渡り継続しているにもかかわらず、契約締結当初の年度と記載内容がほとんど変わっていないものもいくつかあり、当該契約がいつからいつまで継続しているのか、その不透明性を解消するために作成したものである。したがって、当該随意契約が複数年度継続している場合には、当該契約がいつからいつまで継続しているのか、また、適年度の事業要綱や特定者と契約を締結する必要性についての検証結果も具体的に記載し、県民への説明を行うとともに県民からの検証を受けるべきである。</p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部署に対し指摘事項を周知するとともに、実際に審査を行う各部署の随意契約適正化推進協議会において、指摘を踏まえた審査を行うよう指導いたしました。</p> <p>また「随意契約検討シート」の改正を行い、「継続期間」や「必要性」について具体的に記載している各種研修会や会計監督検査、本庁の支出審査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	
p.45 会計課	所管	<p>長崎県は「1者応募への対応について」(平成26年11月14日付26会第88号。(以下「平成26年通知」という。))において、直近の3年間で連続して1者応募となっている契約案件は仕様の見直し等について検討し1者応募の改善を図ること、検証の結果、仕様等の見直しが困難で、やむを得ない場合は、随意契約へ移行する手続を執ることを示している。</p> <p>しかしながら、本監査において、直近の3年間で連続して1者応募となっているにもかかわらず、仕様等の見直しや随意契約への移行が検討されていない契約案件が見受けられた。</p> <p>担当職員の中には、1者応募が3年間続いているにもかかわらず、随意契約が3年連続して発注されること、競争入札を行っても入札参加の改善が期待できないと認識しつつ、平成26年通知に関する理解が不十分なため、随意契約が例外的な契約方法であり一般競争入札を行うべきという考えに固執しているように感じられる者もいた。確かに、随意契約は透明性や機会均等性、競争性を欠いているから例外的な契約方法であり、それが3年間も継続するという場合は、今後も継続することはない。競争性を改善できないのであれば、透明性や機会均等性も確保できず、随意契約と同じような問題を招くことになる。</p> <p>それどころか、随意契約は随意契約検討シートの作成により、随意契約となった理由を県民に公表してその適正性をチェックされるのに対し、1者応募の場合は、1者応募となった理由が公表され、県民によるチェックが行われる機会もないことからすると、随意契約よりも透明性に欠けていると言えらるべきかもしれない。</p> <p>1者応募においては、平成26年通知を職員に周知徹底させ、直近の3年間で連続して1者応募となっている契約案件は、速やかに仕様の見直しや随意契約への移行を行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 令和2年6月に開催した随意契約適正化推進協議会検討部会において、各部署に対し指摘事項を周知するとともに、直近の3年間で連続して1者応募となっている契約案件については「1者応募への対応について」(平成26年11月14日付26会第88号)に基づき、まずは仕様等の見直しができないか、また随意契約への移行を検討するよう指導いたしました。</p> <p>また上記通知についても改めて周知の通知を差出し、9月から開始している各種研修会や会計監督検査等においても機会がある度に周知・指導を行っております。</p>	

<p>p.46 漁港漁場 課 道路維持 課</p>	<p>道路清掃業務や漁場環境美化推進事業において、清掃業務等の発注者が排出事業者であり、清掃業者である県は排出事業者ではないと解釈していた。このように、県が事業活動に伴って廃棄物を排出した排出事業者である県が排出事業者と見なされ、排出事業者として、関係する排出事業者との責任の所在を適切に定めておくべきである。(指図書事項)</p>	<p>(指図書事項) 本事業は本県が主体となり実施するものであり、その事業により排出される産業廃棄物は、県が責任を持って処理すべきものと判断します。以降の事業実施については、産業廃棄物管理団体の排出事業者欄を長崎県とし、責任の所在の明確化を図り、適切な事業の実施に努めてまいります。 (指図書事項) 令和2年3月23日に地方機関に対して、排出事業者は道路管理者であること、排出事業者としてマフエエト等の管理を適切に実施することについて、通知しました。(道路維持課)</p>	<p>(指図書事項) 令和2年2月21日付で【契約書編目(委任)】を示し、「発注者(長崎県)が必要と認められる額については、前金払により支払う」と改めまし</p>
<p>p.47 委託課</p>	<p>委託契約の前払い事項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける。あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなどの取組を行うべきである。(指図書事項)</p> <p>今回、監査を行った委託契約において、受託者が委託料を全額(あるいは8割以上)前払いにより請求できるとして、前払いの必要性が認められ、実施。履行期間は1年間であるにもかかわらず、履行期間開始後すぐに契約金額の約8割を前払いしている事業もあつた。確かに、仕替必要経費の支出に備えて一定額の前払いが必要となる発注者側の事情は理解できる。しかし、委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が債務上の預貸契約であつても委任契約ないし準委任契約であつても、業務が完了し成果物の確認など、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことにはリスクを伴う。したがって、委託業務(長崎県)において必要と認めるときは前払いできないこととする。この条件例は、受託者より具体的な必要性を示した上で前払いの請求をしてもらい、発注者である長崎県がその必要性を確認した上で前払いすることとする。</p> <p>① 「発注者(長崎県)において必要と認めるときは前払いできないこととする。」 ② 「四半期ごとに〇〇円を上限として前払いできる。この条件例は、契約期間を分割し(四半期に限り)履行状況に合わせた委託料の支払いを可能にするものである。」</p>	<p>委託契約の前払い事項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける。あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなど</p>	<p>令和2年2月21日付で【契約書編目(委任)】を示し、「発注者(長崎県)が必要と認められる額については、前金払により支払う」と改めまし</p>



令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の継続報告・各論(所管部局ごと)

第1 危機管理監

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.49 危機管理 課	所管	<p>本委託業務については、同一受託者による随時契約が継続的になされているが、随時契約枠内シートの予定総額には、平成29年度が113,231,930円、平成30年度が104,852,232円と記載されており、契約金額が8,379,688円下がったのにもかかわらず、最終契約金額は予定額よりも低い。平成29年度の予定額は係員4名の採用を想定していたものの、実績は3名の採用にとどまったため、最終契約金額が実現できず、94,238,984円となっている。平成30年度の予定額も係員4名採用を想定し、同年11月に1名追加採用したことにより、ようやく4名の採用が実現できているが、中途採用であったことから予定額からは減額となり、他の係員の昇給増額分があったものの、最終契約金額99,941,449円は、予定額の範囲内となっている。</p> <p>このように、平成29年度では、実際には契約金額は下がっていないにもかかわらず、随時契約枠内シートに平成29年度の最終契約金額を記載していないため、あたかも、契約金額が下がったかのようになっている。したがって、随時契約枠内シートには、平成29年度の最終契約金額を記載すべきである。</p> <p>また、随時契約枠内シートに過年度の契約金額を記載する目的の1つは、過年度との比較により契約金額の妥当性を検証することにあるから、予定額に増減があった場合は、その理由も記載するのが望ましい。</p> <p>なお、最終契約金額など、年度途中では正確な記載ができていない項目もあり得るが、そのような場合であっても、可能な限り充実した記載を心がけるべきである。</p> <p>随時契約枠内シートには、過年度の最終契約金額を記載すべきであり、年度途中で記載ができていない場合であっても、その見込額を記載すべきである。(指図書1)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の事業につきまして、随時契約枠内シートに過年度の検証結果を踏まえた随時契約の理由を記載しております。</p>	
p.49 危機管理 課	危機管理	<p>本委託業務については、同一受託者による随時契約が継続的になされているが、随時契約枠内シートの予定総額には、平成29年度が113,231,930円、平成30年度が104,852,232円と記載されており、契約金額が8,379,688円下がったのにもかかわらず、最終契約金額は予定額よりも低い。平成29年度の予定額は係員4名の採用を想定していたものの、実績は3名の採用にとどまったため、最終契約金額が実現できず、94,238,984円となっている。平成30年度の予定額も係員4名採用を想定し、同年11月に1名追加採用したことにより、ようやく4名の採用が実現できているが、中途採用であったことから予定額からは減額となり、他の係員の昇給増額分があったものの、最終契約金額99,941,449円は、予定額の範囲内となっている。</p> <p>このように、平成29年度では、実際には契約金額は下がっていないにもかかわらず、随時契約枠内シートに平成29年度の最終契約金額を記載していないため、あたかも、契約金額が下がったかのようになっている。したがって、随時契約枠内シートには、平成29年度の最終契約金額を記載すべきである。</p> <p>また、随時契約枠内シートに過年度の契約金額を記載する目的の1つは、過年度との比較により契約金額の妥当性を検証することにあるから、予定額に増減があった場合は、その理由も記載するのが望ましい。</p> <p>なお、最終契約金額など、年度途中で正確な記載ができていない項目もあり得るが、そのような場合であっても、可能な限り充実した記載を心がけるべきである。</p> <p>随時契約枠内シートには、過年度の最終契約金額を記載すべきであり、年度途中で記載ができていない場合であっても、その見込額を記載すべきである。(意旨)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の契約より、随時契約枠内シートに契約金額を過年度と比較し、増減が生じた場合には、その理由を記載するよう改めました。</p>	
p.51 消防保安 室	消防保安	<p>本委託業務では、受託者が委託業務完了後30日以内に実績報告書を提出し(契約書の条)、県において、同報告書が正当と認められたときは、受託者の請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うことになっている(同条2項)。県において、検査に時間を要したとして、契約金額の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>受託者は、平成30年12月5日付で実績報告書を提出しているものの、県において、検査に時間を要したとして、契約金額の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。(指図書1)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の事務分掌の取直しにより、これまで指摘を受けた二つの委託業務が1人の担当者であったものを担当者2人に分けることで、実績報告書受理後の速やかな検査及び委託料支払いの体制を整備しました。</p>	
p.52 消防保安 室	消防保安	<p>本委託業務では、受託者が委託業務完了後、遅滞なく実績報告書を提出し(契約書の条)、県において、同報告書が正当と認められたときは、受託者の請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うことになっている(同条1項)。県において、検査に時間を要したとして、前払金を除いた委託料の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>受託者は、平成31年1月7日付で実績報告書を提出しているものの、県において、検査に時間を要したとして、前払金を除いた委託料の支払日は平成31年3月29日と大幅に遅れている。</p> <p>県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。(指図書1)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の事務分掌の取直しにより、これまで指摘を受けた二つの委託業務が1人の担当者であったものを担当者2人に分けることで、実績報告書受理後の速やかな検査及び委託料支払いの体制を整備しました。</p>	



令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(附審部局ごと)

第2 総務部

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
D.6) 情報システム課	所管	<p>本委託業務は、購買総合システムの計算に関する業務で、受託者Aと随意契約を締結しているが、購買総合システムの画面に関する業務は入札により、受託者Bと随意契約を締結している。本委託業務で随意契約を締結した大きな理由として、A以外の事業者が受託者となった場合には、業務の引継ぎだけでなく、引継期間中にAと受託者の双方に費用を支払う必要があり不経済であることなどが挙げられる。これらの理由は、随意契約検討シートには記載がされていない。県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、A以外の事業者が受託者となった場合に発生する引継業務に要する監査期間や重複費用の発生などのデメリットを含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。(備忘)</p>	<p>(措置未済)                  ご意見の内容を踏まえた随意契約の理由を検討中です。</p>	<p>措置計画又は今後の方向性                  ご意見の内容を踏まえ、次の契約時には、より充実した随意契約の理由を記載する予定です。</p>

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第3 地域振興部(旧企画振興部)

報告書理	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 63	地域づくり推進課	県は、受託者の請求に基づき、契約金額を前払いにより支払うことができるとされており(契約書6条1号)、同契約条項に従い、平成30年6月4日、受託者に対し、前払金として27,181,440円が支払われている。しかし、委託契約においた報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約でない限り、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に前払金を支払うことのリスクは高い。したがって、契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるべき」となどの条件を付けるなどして改めるべきである。(指図書)	(措置済) 本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに交際する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところである。今後、前払いが必要な委託契約を締結する場合には、「前払いの必要性が認められるべき」となどの条件を付けるなどの改善を行ってまいります。	
p. 64	地域づくり推進課	本委託業務は、平成29年度に引き続き、同一受託者との随意契約がなされている。本委託業務を遂行するにあたっては、受託者において、地元生産者や首領層(バイヤー等)との信頼関係を継続的に構築していくことが求められるため、このような本委託業務の性質に鑑みれば、同一受託者と随意契約を締結する必要がある。しかし、随意契約締結シートには、継続性が重畳されることやその理由が記載されていない。随意契約締結シートに記載する理由も、県民への説明責任を果たすという目的がある。一方で、随意契約締結シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重畳される理由など、より充実した随意契約の実施した効果を検証することが望ましい。(意見) また、県においては、時期(3年度実施後程度)をみて、同一受託者との随意契約を継続的に実施した効果を検証することが望ましいと言え、検証の結果によっては、公募型入札方式(総合評価方式)やプロポーザル方式による随意契約などを検討する余地はある。	(措置済) 本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに交際する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところである。今後、継続して同一受託者と随意契約を行う場合等は、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。	
p. 64	地域づくり推進課	本委託業務は、平成29年度に引き続き、同一受託者との随意契約がなされている。本委託業務を遂行するにあたっては、受託者において、地元生産者や首領層(バイヤー等)との信頼関係を継続的に構築していくことが求められるため、このような本委託業務の性質に鑑みれば、同一受託者と随意契約を締結する必要がある。しかし、随意契約締結シートには、継続性が重畳されることやその理由が記載されていない。随意契約締結シートに記載する理由も、県民への説明責任を果たすという目的がある。一方で、随意契約締結シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重畳される理由など、より充実した随意契約の実施した効果を検証することが望ましい。(意見) また、県においては、時期(3年度実施後程度)をみて、同一受託者との随意契約を継続的に実施した効果を検証することが望ましいと言え、検証の結果によっては、公募型入札方式(総合評価方式)やプロポーザル方式による随意契約などを検討する余地はある。	(措置済) 本委託業務は、有人国境離島法の施行に合わせ、「しまの地域商社」を市町とともに交際する目的で、平成29年度から実施してまいりましたが、これまでの成果や市町との役割分担を踏まえ、令和元年度末を持って終了することとしたところである。今後、本委託業務と同様に、継続性を重視して同一受託者と随意契約を締結することとする場合においては、時期をみて、その効果を検証したうえで、公募型入札方式(総合評価方式)等受託者選定方法の見直しを検討してまいります。	
p. 65	地域づくり推進課	本委託業務において、ポスターやチラシの発行枚数、新聞広告を掲載する新聞社や掲載数、テレビCMの放送局や放送回数などは、県が仕様により指定している。しかし、本委託業務では、ポスター、チラシ、新聞広告、テレビCMの内容やデザイン性に関する技術力だけでなく、効果的なPRの方法についても専門的な知識が求められる。このような高い専門性や技術力が求められる事業については、県職員が継続的な研修を求め、専門業者にデザインなどの内容面だけでなく、広く事業のPR方法から提案をしてもよい。価額面だけでなく、技術面での競争も求めることが望ましい。(意見) したがって、本委託業務については、公募型入札方式(総合評価方式)ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してまいりたい。(意見)	(措置済) 本事業は平成30年度の単年度事業として実施したものでありますが、ご意見のとおり、今後、同様の業務を委託する際には、公募型入札方式(総合評価方式)等を検討してまいります。	
p. 66	地域づくり推進課	県は、仕様書において、動画の撮影場所、内容などを細かく指示した上で、一般競争入札により受託者を決定している。しかし、本委託業務は、VR動画の作成というクリエイティブな側面が重視される業務であるため、技術面での競争性がない一般競争入札は適当とは言えない。動画の撮影場所、内容等を含めて、広く事業者からの提案を募るのが望ましい。したがって、本委託業務については、公募型入札方式(総合評価方式)ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してまいりたい。(意見)	(措置済) 本事業は平成30年度の単年度事業として実施したものでありますが、ご意見のとおり、今後、同様の業務を委託する際には、公募型入札方式(総合評価方式)等を検討してまいります。	

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第3 地域振興部(旧企画振興部)

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.66	市町村課	<p>本委託業務(平成30年度)は、平成29年度と同様、一般競争入札における1者応札となっており、平成31年度も、本委託業務と同一受託者による1者応札であった。</p> <p>一般競争入札において、近直3年間で連続して1者応札となった場合、出納局設計課長名で発せられた平成28年11月14日付「1者応札への対応について(1)」(28委第60号)に従い、①参入障壁となりに得る事情がないかを検討し、②参入障壁となり得る事情等のある場合は、仕様等を異なった上で引き継ぎ競争入札を実施する。③仕様等の原直しが困難であれば、「1者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会にお諮りし、協議結果に基づき競争入札を実施するかどうかを審査を受ける。④回協議会において協議が公衆を決定した場合は、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、回協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。</p> <p>本委託業務(平成30年度)については、未だ3年連続での1者応札にはなっていないが、上述の「1者応札への対応について」に就いては、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を異直すべきである。</p> <p>例えば、一般競争入札のメリットは、公正性と機密性にあるとされているが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで21日、入札執行から業務開始まで6日であるため、このようにタイムスケジュールが短縮される等の時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を異直すべきである。(措置事項)</p>	<p>(一)概、概算(本委託業務)については、これ以上の仕様書の見直し等が困難であったため、令和2年度分における入札(令和2年3月実施)において、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期及び入札執行時期を異直したうえで、一般競争入札を実施いたしました。</p> <p>・HPC掲載期間(公告から資格審査申請書提出までの日数) 令和元年度分入札：8日 令和2年度分入札：17日</p> <p>・広告から入札の執行日までの日数 令和元年度分入札：14日 令和2年度分入札：27日</p> <p>・入札日 令和元年度分入札：平成31年3月25日 令和2年度分入札：令和2年3月9日</p>	<p>措置計画又は今後の方向性</p> <p>左記のとおり、公告時期及び入札執行時期を異直したうえで、一般競争入札を実施したものの、結果として令和2年度分の入札においても1者応札となり、この結果を受け、令和3年度分に係る本委託業務については、発注課長通知「1者応札への対応について」に基づき、随意契約への移行の措置を図ってまいります。</p>
p.66	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>12新交第158号 平成30年度東海地域創生人材育成事業業務委託(以下「本業務委託①」という。)、「30新交第101号 平成30年度東海地域創生人材育成事業業務委託(以下「本業務委託②」という。))のいずれにおいても、県は、受託者の請求する9割も前金支払っていたこと、(契約書7条3項)</p> <p>しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約であっても、業務が完了した時点で、委託契約の完了後に後払いのリスクは重なり、したがって、契約金額の9割も前払いにより請求できる旨の規定については、前払いのリスクを下げ、前払いの必要性が認められるとき「前払いの条件を付ける」として改めるべきである。(措置事項)</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成30年度で終了している当該契約は、県からの事務委任依頼を相手方の承諾により契約する「委任型」の随意契約であり、委託相手との協議により、9割を上限とする前払いが可能なこととした。また、今後、同様の事例があれば、委託業務の完了前に過大な前払いを支払うリスクに十分注意を払うよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>
p.69	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託①、②は、県下全域のバス運賃を削減することを目的としているため、民間のバス事業者やトラック事業者へ委託することは適切ではない。そこで、県は、事業者団体を受託者として随意契約を締結するに至っており、しかし、随意契約の理由には、このように事情が記載されておらず、随意契約の理由として不十分といえる。随意契約検閲シートに記載する理由を、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的として、より充実した随意契約理由を記載することが望ましい。(意向)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>
p.69	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託①、②は、企業内研修における指導者について、「研修内容に関する十分な業務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を求められているが、「変更理由」欄に記載されている研修内容が、研修の執行状況を踏まえ、変更理由を記載する上で、研修内容が変更された理由が明らかでない。研修内容が変更された理由を記載する上で、研修内容が変更された理由を記載することが望ましい。(意向)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>
p.70	交通対策課(旧新幹線・総合交通対策課)	<p>本業務委託①、②は、企業内研修における指導者について、「研修内容に関する十分な業務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を求められているが、「変更理由」欄に記載されている研修内容が、研修の執行状況を踏まえ、変更理由を記載する上で、研修内容が変更された理由が明らかでない。研修内容が変更された理由を記載する上で、研修内容が変更された理由を記載することが望ましい。(意向)</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>本事業は平成30年度で終了した事業であるが、今後、同様の事例があれば、随意契約の検閲シート作成にあたって、県民への説明責任を果たすという目的を鑑み、より充実した随意契約理由の記載に努めてまいります。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第4 文化観光国際部

報告書理	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.71	文化振興課	<p>本委託業務(平成30年度)は、事業の名称は異なるものの、事実上4年目を迎える継続事業であり、平成31年度まで、同一受託者への随時契約がなされている。</p> <p>本委託業務には、地域主体で地域の特長を活かした文化芸術の企画をマネジメントできる体制づくりと人材の育成を図るという目的があるため、人づくり・地域づくりのために、地域の実行委員会(受託者)と継続して随時契約を締結する必要があることとする。</p> <p>本委託業務では、地域の実行委員会としたことによる検証を行っているものの、随時契約検証シートには、そのような検証結果を踏まえた記載はなされていない。</p> <p>随時契約検証シートに記載する随時契約の理由、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随時契約検証シートには、通年度の検証結果を踏まえた随時契約の理由を記載するなどとして、より充実した随時契約の理由を記載することを目指す。(意見)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の事業につきましては、随時契約検証シートで通年度の検証結果を踏まえた随時契約の理由を記載しております。</p>	措置計画又は今後の方向性
p.72	文化振興課	<p>本委託業務においては、アーティシストによるギターコンサート等が開催され、受託者は、委託料とは別に入場料を徴収し、その収入を出演者のケータリングなどに充てている。</p> <p>県は、業務完了報告書の提出は受けるものの、上記入場料収入に関する収支報告書の提出は受けていない。しかし、コンサート開催に要する主たる経費を県が負担しているから、別途、実行委員会が徴収している入場料については収支を書面によって報告させるべきである。(指摘事項)</p> <p>したがって、県は、受託者に対して、コンサート等の入場料に関する収支報告書の提出を求めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 平成30年度は入場料に関する収支について、現地確認を行いました。報告書の提出までは求めませんでした。 令和元年度の事業につきましては、入場料収入等が委託先である実行委員会の負担として対象外と執行されていることと書面で確認するものとして、入場料に関する収支報告書を提出させております。 令和2年度からは、契約書に入場料に関する収支報告書の提出について明示するよう改めております。</p>	
p.73	文化振興課	<p>本委託業務では公募型プロポーザルが実施されたが、参加したのは受託者のみであった。</p> <p>公募型プロポーザルは、多くの提案を評価して受託者を決定することにより公募型を締結することが行われていた。したがって、公募型プロポーザルを実施する場合には、事業者が参入しやすい公募型を締結することが求められる。</p> <p>例えば、本件プロポーザルの審査会は平成29年11月1日に実施されているが、参加事業者には企画提案書の作成や映像サンプルの制作が求められ、映像サンプルについてはコンセンサスづくりにあてられていたため、同年10月6日の公告から27日間という期間では、事業者の負担が大きくなる可能性がある。したがって、本委託業務の公募型プロポーザルを募集するに当たっては、事業者が参入しやすい公募型をより長く設定する。あるいは、映像サンプルの内容を仕様書等でより詳細化するなどの工夫をすることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 当該業務は、単年度限りの委託事業でしたが、今後同様の公募型プロポーザルを行う際には、公募型を優先して期間等について配慮し、より多くのご提案がいただけるよう努めてまいります。</p>	
p.75	観光振興課	<p>本委託業務の随時契約検証シートの「他県における同様な契約事例」とその契約方法欄には、「いわゆる「委任」の委託契約であり、多数の事例あり。」との記載のみがなされている。</p> <p>しかし、随時契約検証シートには、本委託業務を当該受託者と随時契約することの適切かどうかを判断するためのシートであるため、「他県における同様な契約事例」とその契約方法欄には、同様の業務を他県がどのように契約しているのか、すなわち、同様の業務について、他県も随時契約にしているのか、それとも入札により受託者を決定しているのかなどを具体的に記載すべきである。</p> <p>随時契約検証シートの「他県における同様な契約事例」とその契約方法欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているかを具体的に記載すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 今後、同様の契約を締結するにあたっては、他県の状況の把握に努めるとともに、契約方法及び業者の選定について慎重に判断してまいります。(当契約に係る保守管理業務については、平成31年度で終了)</p>	
p.76	財産プランニング推進課	<p>本委託業務は、平成28年度から継続している業務で、以来、同一受託者と随時契約を締結している。</p> <p>本委託業務は、受託者にも相応のメリットがある業務であるため、受託者が経費の一部を負担しており、このような事情が、当該受託者と随時契約を行っている大きな理由である。</p> <p>しかし、随時契約検証シートには、本委託業務が受託者との共同事業であることと受託者も経費の一部を負担しているもの、タイアップするなどの意義、効果などは記載されていない。随時契約検証シートに記載する随時契約の理由には、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随時契約検証シートには、タイアップすることの意義、効果なども含め、より充実した随時契約の理由を記載することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 当該委託業務は、平成30年度で終了しています。本業務委託業者への業務依頼及び業務実績の検証については、県ソウル事務所が監督をし、対応した書面に確認しております。しかしながら、業務報告書に当該業者の氏名を記載させておらず、ご指摘のとおりと考えます。</p>	<p>今後、業務報告書様式を変更し、業務に対応した業者の氏名を記載させ、具体的な業務毎にその業務に対応した業者の氏名を記載することといたします。</p>
p.77	国際課	<p>本委託業務の受託者は法人であるが、その実体は、受託者の大村営業所長という個人を指定して、アドバイザ業務を行ってもらうことである。しかし、業務報告書には法人として記載されているため、実際に業務の対応をしたのが大村営業所長本人であることが明らかではない。したがって、受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、誰がその業務に対応したかを記載させるべきである。(指摘事項)</p> <p>受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、その業務に対応した業者の氏名を記載させるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済)</p>	





令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の組織報告・各論(附属部局ごと)  
第8 ことも政策局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.88 課	ことも未来	<p>本委託業務においては、受託者は、委託業務完了後速やかに報告書を提出しなければならず(契約書7条1項)、委託者はかかる業務完了報告書を受領した日から起算して3日以内に検査を行うこととされている(契約書7条2項)。会員制データベースシステムの登録・更新業務委託完了報告書には、事業実績報告書が添付されており、かかる実績報告書は、事業実績報告書が添付されている。このデータベースからは、会員数が平成28年度から約1,000人程度と増加していること、成婚数が増加していること、個別属性が大幅に減少していること、成婚数が増加していること、今後の事業改善のための様々な分析や検証が可能であることと認められるが、実績報告書にはこれらの統計データに対する分析やその検証結果などの記載が不足している。また、「お見合いシステム」や窓口相談の利用満足度に関する、利用アンケート等に関する結果について、実績報告書に記載されており、利用者目録に基づいた事業効果の分析、検証が不足している。</p> <p>既婚化・未婚化対策の一環として県民の結婚支援業務を行うという本委託業務の目的に鑑みれば、委託業務完了報告書には、単に登録者数や成婚者数の統計データを報告させるにとどまらず、さらに亦承した婚活サポートセンター事業を実施すべく、事業改善のための分析や検証結果を求めることが望ましい。また、本委託業務の目的を達成するためには、利用者目録での事業効果の分析や検証が必要である。</p> <p>結婚支援事業という本委託業務の趣旨に鑑み、委託業務完了報告書には、単に登録者数の統計データを報告させるだけでなく、統計データに対する分析や検証、利用者目録での事業効果の分析や検証を求めるなどして、本委託業務が目的に沿って遂行されているかを確認すべきである。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>長崎県婚活サポートセンター運営事業の委託先に対して、令和元年度の委託業務完了報告書の作成において、事業改善に向けた統計データの分析やその検証結果、「お見合いシステム」の利用者アンケート結果やその分析などについての記載を求め、当該において事業目的の達成状況や改善点について確認しました。</p>	
p.89 課	ことも未来	<p>本業務委託の契約方法には、総合評価一般競争入札方式が採用されている。価格評価点と技術評価点の総合評価により落札業者を選定するものである。業務委託には、落札業者の他に、A社が応札していた。A社は結婚相談所の運営や婚活コンサルタント、地方自治体の結婚支援事業のサポートなどを主軸とし、結果として今回の落札業者との契約に至っている。A社は技術評価点について落札業者よりも上回っていたが、価格評価点において落札業者を下回り、結果として今回の落札業者との契約に至っている。業務委託においては、利用者に提供するサービスの内容やマッチングシステムの内容、専門的なノウハウなど、委託業務の内容面の充実が利用者に提供されるものである。期待した効果や結果が十分に得られない場合も生じうる類型である。</p> <p>高い技術力や専門性が求められる業務委託の契約においては、プロポーザル方式を採用したり、総合評価方式を採用する場合でも技術評価面比重を置くなど、契約方法の工夫を再検討することが望ましい。</p> <p>サービスの内容や提供方法など委託業務の内容が重要視されることが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>県における結婚支援事業の経過や現状とともにマッチングシステムの利用促進や成婚数などの事業効果等を踏まえながら、引き続き、契約方法の工夫について検証してまいります。</p>	
p.90 課	ことも未来	<p>本委託業務の委託料は、前金により請求することができ(契約書3条1項)、交付を受けた委託料に差額が生じた時には返納しなければならぬ(契約書6条)とされている。平成30年7月20日に受託者である長崎県青少年県民会議から前金請求書が提出されており、これに基づき同年8月2日に本委託業務額に支拂われていた。また、平成31年4月2日、事業実績精算書及び積算内訳が提出されており、その積算書内訳の記載によれば、余剰金が発生しておらず返納すべき委託料はないとされている。実際に出した際の領収証等の証拠書類の添付は求められていないため、かかる支戻の裏付け等の確認をどのようにしたのか不明であることから、職員ヒアリングにおいて確認を行った。県としては、事業実績精算書及び積算内訳が提出される前に返当職員が支出の証拠書類の確認を行っていることと確認し、本件では返納しないことと判断したとの回答があった。</p> <p>本委託業務契約のように、委託料全額の前金払が可能であり委託業務終了後に差額の精算を行うものについては証拠書類の添付を求め、委託料支出の管理に努めるべきである。委託料の精算に特に証拠書類の添付を求めず職員によって確認するような場合には、少なくとも職員が証拠書類の添付を求め、適切な管理に努めるべきである。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>県から職員による証拠書類の確認を行っていただき、確認報告書を添付しております。令和元年度から、確認した職員が証拠書類を添付し、適正な委託料の支出管理を行っております。今後は事務の適正な執行に努めてまいります。</p>	

令和元年度包捨外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包捨外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第10 水産部

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 95	水産加工流通課	<p>本委託業務は、「長崎県産物」のPR活動等の実施を一般社団法人長崎県水産加工振興協会（以下「水産加工振興協会」という。）に委託するものである。</p> <p>「長崎県産物」は、水産加工振興協会が設置した「振興認定委員会」において、県が制定した「振興認定基準」に基づいて審査を行い、水産加工振興協会が「長崎県産物」の認定を行うものとして定められている。「長崎県産物」に認定された後、「長崎県産物」認定基準に適合した商品づくりが行われているかをチェックし、品質の維持を図っているのは水産加工振興協会である。このことから、「長崎県産物」の認定及び運営主体は、県ではなく水産加工振興協会であると考えられ、その「長崎県産物」のPR活動等は、認定主体である水産加工振興協会が本来行うべき活動であると考慮される。</p> <p>そのため、県が水産加工振興協会にPR活動を委託するといった契約形態は、現状の運営構造と合致しているとは言いがたい。全後は、現状の運営構造と契約形態が整合的になるよう、契約形態の見直しや別の制度設計も検討してもらいたい。（意見）</p>	<p>(措置済) 長崎県産物の役割分担は、当初から県は認定基準の管理、振興PR等、協会は認定基準に基づく振興協会の認定や管理となっており、本業務は県が実施する業務を委託して行っているものである。よって本業務の運営構造と契約形態は合致していると考えられますが、意見をまとめ、同協会に委託していた事業の一部を、令和2年度は県が直接民間業者と契約するといった契約内容の見直しを行い、6月以降に事業を実施する予定です。</p>	
p. 95	水産加工流通課	<p>本委託契約書によれば、委託者の請求により、必要と認められる金額については前金払することとされている（契約書7条2項）。これに基づき、委託者から平成30年8月28日に400万円、平成31年1月28日に300万円、それぞれ前払請求書が提出され、県は速やかに前金払をしている。しかし、この前払請求書には金額しか記載されていないため、かかる前金について契約書記載の「必要と認められる金額」であるか否かの判断が出来ない。ヒアリングによっても、かかる前金についていかなる根拠に基づき「必要と認められる金額」であると判断したかについては明確な回答はなかった。また、前払請求書に記載の金額の支払いは、必要と認められる金額であるか否かの判断は、委託契約における報酬請求を行った後の支払いが原則的取り扱いは、県の委託契約の法的性質が民法上の前払金による支払いに該当するものであれば、委託者に前金払請求の際にその必要性を説明させ、県がその必要性を認めた上で支払うことと、適正な前金払いをすべきである。（指図書事項）</p>	<p>(措置済) 令和元年12月に長崎県水産加工振興協会から前金払請求書が提出されましたが、監査の指摘を踏まえ、請求書に根拠資料も併せて提出させ、必要性を検討した結果を記録した上で支出を行いました。今後、引き続き同様の対応を行ってまいります。</p>	
p. 96	漁港漁場課	<p>本委託業務は、有明海及びその周辺海域の漁業等の清浄を行い、漁本など回収した廃棄物の処理を委託するものであり、沿岸漁協の系統組織母体である長崎県漁業協同組合連合会と、さらには各地域の漁業協同組合と再委託を行い、実際の清掃作業及び廃棄物処理を行うのは各地域漁業協同組合である。また、本委託業務は、各地域漁業協同組合に添付されていた「産業廃棄物管理伝票（マニフェスト）」を確認すると、排出事業者欄には、作業を行った各地域漁業協同組合名が記載されている。</p> <p>産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らその責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者は排出した廃棄物を排出した事業者が排出したものである。本委託業務において記載された産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄に、実際に作業を行った各地域漁業協同組合名が記載されているのは、実際に清掃作業を行うなかで排出された産業廃棄物を処理した事業者であるからと考えられる。</p> <p>しかし、本委託業務は、平成2年度から行われている有明海沿岸4県で連携して行う一斉清掃事業として、県が主体となり、流木等の処理を行うというものである。県が行うべき清掃事業を、各地域の漁業協同組合に再委託していること、本委託業務の構造から考えると、長崎県がその事業活動に伴い産業廃棄物を排出した者であるとも解釈できる。</p> <p>本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、排出事業者が誰であるか、事業主体・責任の有無などを考慮して再検討すべきである。（指図書事項）</p>	<p>(措置済) 本事業は本県が主体となり実施するものであり、その事業により排出される産業廃棄物は、県が責任を持って処理すべきものと判断します。よって、今回のご指摘に鑑み、令和2年度以降の事業実施については、産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄を長崎県とし、責任の所在の明確化を図り、適切な事業の実施に努めてまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の継続報告・各論(附管部局ごと)

第11 農林部

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p. 98 生産加工 流通課		<p>本委託業務は、積算年継続して同一受託者と同意契約を締結している。同意契約検封シートの記載を確認すると、本委託業務は国の補助金を財源としており精算が必要であることや、国からプランナー単価等が明示された相対対応業務が主であることから競争入札には適さないこと、事業者支援の継続の必要性や支障業務のノウハウを有しているのが受託者のみであることが理由とされている。</p> <p>確かに、本委託事業には継続性や専門性が重要視されることが認められるが、受託者と同様の事業者団体が多数存在している状況で、今後も継続して同一受託者と同意契約を締結するのであれば、同意契約の適正さの担保として、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者の必要性や相当性をより具体的に同意契約検封シートに記載することを望ましい。</p> <p>積算年継続して同一受託者との同意契約を行う場合には、これまで継続してきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者との同意契約の必要性や相当性をより具体的に同意契約検封シートに記載することを望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 令和2年4月の契約から、同意契約の必要性や相当性をより具体的に同意契約検封シートに記載することに変更しました。同意契約を行う場合には、委託業務の効果の検証等を踏まえ同意契約の必要性、相当性を十分に検討したうえで、契約締結することといたしました。</p>	
p. 100 林政課		<p>本委託業務は、委託業務完了後30日以内に、業務完了届に実施総括表等必要書類を添付して提出し、委託料に剰余金が生じた時には県に返納しなければならず、本委託業務において、業務完了届や必要書類等の報告書類が提出されている。</p> <p>県は、本委託業務に際して、仕様書で定める報告書類の提出を確認している。また、県担当者においては、当該書類や現地検査等により業務の履行を確認している。</p> <p>しかし、現地検査の状況写真及び検査者の確認印のある検査概要書類等の内容が不十分である。また、提出されている現金出納帳には日付の記載がないものも多数存在している他、検査報告書には工程表や参加者名が記載されず、報告書の内容も写真も写真も写し付けられているものも視察内容の考察や指摘については何ら言及されていない。これらに去全体として見ると、報告書の内容も写真も写し付けられているものも視察内容の現金出納帳は剰余金の返納に関わり、視察報告書は本委託業務がその目的に沿って十分に実行されたかを検証するために重要な書類である。県は、業務完了報告を受け付けた際には、委託業務が仕様書及び契約書記載の委託の目的、契約内容に沿って業務が実行されたか否かを正確に確認すべきであり、提出された委託書類や業務報告書の内容が不十分場合には、受託者に対して適切に指導すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 指摘を受けた後、提出されている現金出納帳を整理し、また、視察報告書については、詳細が確認できる書類の写しの提出を求め、受理いたしました。</p> <p>今後は、会計書類等の作成については、受託者内報で十分な確認を行うよう指導するとともに、受理した業務報告書が不十分な場合は、指導を行うなど適正な事務に努めてまいります。</p>	
p. 101 林政課		<p>本委託業務の委託料については、受託者の請求に基づき前金払により支払うものとされている(契約書5条)。これに基づき、本委託契約が締結された平成30年4月2日から約2か月半後の同年6月に受託者より県に対して委託料の前払請求書が提出され、県は委託料の約3分の2に相当する金額の支払いをしている。</p> <p>担当者は、過年度の実績等を基に、前払いの必要性について慎重に検討した上で、前払請求書記載のとおり支払いをしたようであるが、その検討内容は記録化されていない。そのため、前払いの必要性に関する検討内容を事後に確認することができない。</p> <p>委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であったとしても、業務が完了し成果物の確認を行った後の支払いが原則的取り扱いと解すべきである。一定の場合に前払金による支払いを許すのであれば、過年度実績等だけでなく、受託者に前金払請求の際にその必要性を説明させ、県がその必要性を検討した経緯を記録化した上で支出することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 令和2年度の委託業務から、前金払いについては、その必要性を精査することとし、契約書にも、その旨を明記いたしました。</p> <p>今後は、前金払いの支出の際には、必要性を後述した結果を記録化し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	





令和元年度包捨外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包捨外部監査の結果報告各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.111	河川課	<p>本委託契約の入札では、計3回の入札が行われたが、予定価格以下の入札がなく、1者見積りによる随意契約で受託者が決定している。しかし、入札結果一覧表には、第1回、第2回、第3回の入札金額、及び最終的な見積金額が記載されているが、3回目の入札の記載が省略されている。担当者の説明によれば、入札結果一覧表には3回目の入札の記載がなかったからとのことであるが、3回目の入札の実施及びその結果も、公表すべき重要な情報なので省略すべきではない。</p> <p>入札が3回あり、落札されず随意契約に移行した場合でも、その経過を入札結果一覧表に正確に反映させるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 本来、入札結果は応札回数に応じた金額のすべてを公表する必要がありますが、28年度当時の長崎県公共事業技術情報システムでは、入札回数回までしか対応できず、途中経過を省略して公表してしまっています。 なお、30年度からは、3回入札が行われる場合においても表示がなされるようシステムの改修がなされております。</p>	
p.111	道路維持課	<p>本委託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、関係産業廃棄物排出事業者は委託業者であると認識している。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。J1との規定から、排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物を排出した者と考えられる。この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。</p> <p>昭和五十七年六月一日 環産第二一号 (清掃後の産業廃棄物) 問14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。 答 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をせず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。 また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ&amp;Aが掲載されており、 Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業者が排出事業者は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 また、当該清掃業者は、当該清掃業務を委託した事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 県内の国道・県道の道路管理者が県であることには疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。 本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) ご指摘について、本庁道路維持課を通じ産業廃棄物対策課に確認を行った結果、「路面清掃で収集するゴミは、清掃する前から発生していた産業廃棄物である」との回答を得ました。以上を踏まえて、令和2年度業務については、排出事業者として、県マニフェストの保管を行い、産業廃棄物の処理を行っております。</p>	
p.113	道路維持課	<p>本委託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、関係産業廃棄物排出事業者は委託業者であると認識している。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。J1との規定から、排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物を排出した者と考えられる。この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。</p> <p>昭和五十七年六月一日 環産第二一号 (清掃後の産業廃棄物) 問14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。 答 当該産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業者が排出事業者は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をせず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。 また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ&amp;Aが掲載されており、 Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業者が排出事業者は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 また、当該清掃業者は、当該清掃業務を委託した事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 県内の国道・県道の道路管理者が県であることには疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。 本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) ご指摘について、本庁道路維持課を通じ産業廃棄物対策課に確認を行った結果、「路面清掃で収集するゴミは、清掃する前から発生していた産業廃棄物である」との回答を得ました。以上を踏まえて、令和2年度業務については、排出事業者として、県マニフェストの保管を行い、産業廃棄物の処理を行っております。</p>	
p.113	道路維持課	<p>本委託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、関係産業廃棄物排出事業者は委託業者であると認識している。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。J1との規定から、排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物を排出した者と考えられる。この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。</p> <p>昭和五十七年六月一日 環産第二一号 (清掃後の産業廃棄物) 問14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。 答 当該産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業者が排出事業者は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をせず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。 また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ&amp;Aが掲載されており、 Q8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？ A8 道路管理者が排出事業者となります。 清掃業者が排出事業者は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 また、当該清掃業者は、当該清掃業務を委託した事業者(道路管理者)が排出事業者となります。 県内の国道・県道の道路管理者が県であることには疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。 本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) ご指摘について、本庁道路維持課を通じ産業廃棄物対策課に確認を行った結果、「路面清掃で収集するゴミは、清掃する前から発生していた産業廃棄物である」との回答を得ました。以上を踏まえて、令和2年度業務については、排出事業者として、県マニフェストの保管を行い、産業廃棄物の処理を行っております。</p>	<p>(措置済) ご指摘について、道路維持課内で協議した結果、地元要望や追加となる騒音が発生した場合に内容について記録簿を整理し、変更内容を明確にするよう取り決めました。平成31年度業務において、ご意見のような事例は発生しておりません。</p>

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.113 道路維持 課		当初契約の特記仕様書に浄化槽の清掃業務が含まれていなかったため、契約期間の途中で追加発注して変更契約を結び、委託料を追加支出している。しかし、県には、浄化槽管理者として、浄化槽法10条により「環境省令で定めるところにより、毎年一回……浄化槽の清掃をしなければならぬ」と浄化槽の清掃業務が課されているのであるから、当初契約の段階において浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。(措置事項) 県が浄化槽の保守点検等を委託する契約には、浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。(措置事項)	(措置済) 二指槽について、保守点検等について当初から盛り込み発注を行うことが真明と考えられましたが、浄化槽清掃許可業者は清桶の担当地区が決まっている等、海地区の登録業者は2社だけとなっているため、入札参加者が限られ、浄化槽法で定められ、当初から行うことが義務付けられているため、令和2年度業務から「清桶業務」と「浄化槽の保守点検業務」に分け、それぞれ契約を行い対応いたします。	
p.114 道路維持 課		県は、上記のとおり契約期間の途中で、受託者に対し、浄化槽の清掃業務を追加発注しているが、かかる清掃業務について実施報告書の提出を受けていない。浄化槽の保守点検業務等については、特記仕様書において、実施報告書の提出を求め、提出された実施報告書を確認されることが、委託料の支払条件となっている。そのため、浄化槽の清掃業務についても、保守点検業務等と同様に、受託者に対し実施報告書の提出を求めて検査を行い、その正当性を確認した上で、委託料の支払いを行うべきである。県は、委託業務を追加発注した場合には、追加業務についても、当初より発注している業務と同様に、実施報告書の提出を求めるとし、成果の検査を行った上で委託料の支払いを行うべきである。(措置事項)	(措置済) 内容について、令和元年度業務は、浄化槽清掃業務を別発注しており、その業務において実施報告書を受け確認を行っている。令和2年度業務についても、浄化槽清掃業務を切り離し、別業務として許可業者と別契約を行い、実施報告書の提出を求め、成果検査を行った上で委託料の支払いを行うよう対応いたします。	
p.114 道路維持 課		浄化槽法8条及び9条において、浄化槽の保守点検及び清掃は「技術上の基準に従って行わなければならない」とされており、県は、受託者が管理技術者の履歴書を提出するよう求めている。しかし、上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、管理技術者の決定通知を受けると、履歴書に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けると、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるべきである。(意見)	(措置済) 令和2年度発注業務からは、清桶業務のみとし、浄化槽の保守点検等業務は切り離し、別業務として許可業者と別契約を行い対応しております。指名競争入札の入札参加資格の申請書類としては、資格証明書等の提出を求めておりません。	契約時に提出する「管理技術者通知書及び照査技術者通知書」については、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求める。見直し方向で進めています。
p.114 道路維持 課		受託者が提出している浄化槽の保守点検実施報告書に、管理技術者の署名がなく、署名や押印がなされていない。上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、少なくとも押印を求められるべきである。(意見)	(措置済) ご意見を受け、維持補修班内でご意見内容について周知しております。令和2年度業務からは、清桶業務のみとし、浄化槽の保守点検等業務は切り離し、別業務として許可業者と別契約を行っております。別業務において、保守点検実施報告書に押印を求めよう対応して参ります。	
p.118 道路維持 課		契約期間中に7回にわたりにトイレ内の便器が詰まり、その都度、受託者と県担当職員が業務打ち合わせを行って、詰まりの解消業務を行っている。詰まり解消業務に関する委託料は、業務打ち合わせ毎に見積書の提出を受けておき、年度末に7回分まとめて変更契約を行い支出している。しかしながら、かかる見積書には作成年月日記載されておらず、また、業務内容の記載においても日時や実施箇所(どの便器か)などが特定されていない。そのため、受託者が何時、何処の便器詰まり解消業務につき、県は、追加業務等に関する見積書の提出を受け、見積もり対象となる業務を特定するよう求めるべきである。(措置事項)	(措置済) ご意見を受け、維持補修班内でご指摘の内容について周知しております。令和元年度業務は、打ち合わせ内容で提出を求めた対象となる業務を特定できない年度以降の業務においても提出される見積書には、作成年月日および見積対象業務を記載するよう求めて参ります。	

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.110 道路維持 課		<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し踏面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で落札されたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題点は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約間によるその理由は、地方自治法施行令第67条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約その性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令第67条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術が要する工事の請負」が挙げられている。特殊な技術が要する業者ではない。本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業者である。ここで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者を選定したのである。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>(措置済) ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性により確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.110 道路維持 課		<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し踏面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で落札されたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題点は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約間によるその理由は、地方自治法施行令第67条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約その性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令第67条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術が要する工事の請負」が挙げられている。特殊な技術が要する業者ではない。本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業者である。ここで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者を選定したのである。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>(措置済) ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性により確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.110 道路維持 課		<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し踏面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で落札されたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題点は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約間によるその理由は、地方自治法施行令第67条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約その性質又は目的が一般競争入札に適しないものとするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令第67条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術が要する工事の請負」が挙げられている。特殊な技術が要する業者ではない。本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業者である。ここで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者を選定したのである。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。</p> <p>また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。特定の業者が固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。</p>	<p>(措置済) ご指摘を受け、本庁道路維持課および他出先機関へ相談し、局内で協議した結果、機会均等性により確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(附置計画ごと)

第13 長崎振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.117 道路維持 課	道路維持	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの積算流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年1回目において最低制限価格で落札されている。最低制限価格が9割とされていることから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約によるその理由は、「地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業である。特殊な技術・技能等が必要なものではない。長崎市の業者を選定したいという面もある。また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が選ばれている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。機均等性を確保する等のため、(指図書事項)</p>	<p>(措置済) 二指図を受け、本庁道路維持課および他出張所へ相談し、局内で協議した結果、機均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.117 道路維持 課	道路維持	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの積算流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年1回目において最低制限価格で落札されている。最低制限価格が9割とされていることから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約によるその理由は、「地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業である。特殊な技術・技能等が必要なものではない。長崎市の業者を選定したいという面もある。また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が選ばれている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。機均等性を確保する等のため、(指図書事項)</p>	<p>(措置済) 二指図を受け、本庁道路維持課および他出張所へ相談し、局内で協議した結果、機均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	
p.117 道路維持 課	道路維持	<p>提示する問題点は、(7)から(12)までの積算流し路面清掃業務委託に共通するものである。いずれの契約も、この数年1回目において最低制限価格で落札されている。最低制限価格が9割とされていることから、それ自体は特に問題があるとは思われない。問題は、いずれの契約においても、少なくともこの数年間は指名競争入札が選択されていることである。契約によるその理由は、「地方自治法施行令167条1号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。</p> <p>この点、平成21年4月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12頁には、地方自治法施行令167条1号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。</p> <p>本委託契約は、人力による清掃作業である。特殊な技術・技能等が必要なものではない。長崎市の業者を選定したいという面もある。また、この数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者が選ばれている恐れも否定できない。</p> <p>以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。機均等性を確保する等のため、(指図書事項)</p>	<p>(措置済) 二指図を受け、本庁道路維持課および他出張所へ相談し、局内で協議した結果、機均等性をより確保することを目的とし、令和2年度は、一般競争入札へ移行いたしました。</p>	<p>(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めよう見直しを行っております。 建設企画課による改正後、資格証明書等の写し</p>

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第13 長崎振興局

報告書名	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.120 道路維持課		本委託契約では、特記仕様書により、設計業務において管理技術者の資格要件を定め、測量業務においても別途管理技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者の詳細設計と測量業務は提出されているものの、資格証明書の写しは提出されていない。河川の砂防工事の測量設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者の提出だけでなく、資格証明書の写しも求めることが望ましい。県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写しの提出も求めるが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.121 砂防課		本委託契約では、特記仕様書により、管理技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者の履歴書は提出されているものの、資格証明書の写しは提出されていない。河川の砂防工事の測量設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者の提出だけでなく、資格証明書の写しも求めることが望ましい。県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写しの提出も求めるが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.121 河川課		本委託業務については、平成28年度から平成30年度までの3年間、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成31年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による1者応札がなされている。このように、本委託業務は、平成30年度をもって、一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となっているため、平成31年度は、仕様等の見直しや随時契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納明細書で発生した平成28年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第69号)に従い、①参入履歴となり得る仕様等の見直しができること、②参入履歴となり得る仕様等を見直しした上で引き継ぎ競争入札を実施する、③仕様等を見直しが行われておらず、随時契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。本委託業務は、平成30年1月26日に公示、同年2月15日に1者応札による落札、同日21日に受託者との契約締結、同年3月1日より保守・点検業務の開始となっている。一般競争入札の公告から入札執行までの1か月未満、入札執行から業務開始までの約2週間である。一般競争入札のメリットは、公正性と競争性等にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能位などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入履歴となっていない可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。本委託業務については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入履歴となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、仕様等の見直しが行われていない。随時契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。(指摘事項)	(措置未済) 令和2年度の委託業務についても、これまでの令和2年1月20日を仕様等と同様の内容により、令和2年1月20日を入札公告日として一般競争入札を行った結果、同一の受託者による1者応札が続いています。	1者応札が解消されるよう、今回ご指摘がありました。参入履歴となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しについて検討し実施します。これらの見直しを行っても1者応札が解消されない場合には、随時契約の移行について検討し対応いたします。
p.123 河川課		本委託契約の特記仕様書2条では、管理技術者が測量士であることを規定し、管理技術者の履歴書は提出されているが、資格証明書の写しは提出されていない。ダムの堆砂量測量という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者の決定通知を受け、履歴書の提出だけでなく、資格証明書の写しの提出も求めることが望ましい。県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写しの提出も求めるが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包外外部監査の経緯報告・各論(附管部局ごと)

第14 県央振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p. 124	農村整備課	<p>本委託契約に適用される、農業農村整備事業設計業務共通仕様書において、1-7条各項では管理技術者に必要な資格等を規定し、同1-8条2項(関係管理技術者に必要な資格等を規定している)が、資格者書等の写しは提出されていない。専門的な技術が必要と見られる本業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明書等の写しを提出することが望ましい。(意見)</p> <p>本業務は、特記仕様書2条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工機調査等共通仕様書及び損失補償基準標準書によるものとする。」と定められている。長崎県工機調査等共通仕様書7条において、「請負者は、工機調査等を請負するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地調査の結果等に基づき作業計画を策定するものとする。」と定められている。しかし、本業務において、委託契約書3条に規定されている工程表は提出されているものの、作業計画書は作成されていない。委託契約書3条1項には、「受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。」と規定されている。工程表は、契約締結後7日以内に提出し、かつ、1枚ものの簡易なタイムスケジュールを示す書面に過ぎず、工程表の提出のみでは、作業計画を策定したと評価することはできない。共通仕様書適用により作業計画の策定が求められる場合は、受託者に対し、作業計画書の作成を求めるか、業務の内容により作業計画書の作成までは必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済) 建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p. 125	用地管理課	<p>特記仕様書2条では、管理技術者の資格として、測量法49条により登録された測量士と規定し、管理技術者の履歴書は提出されているが、資格者証等の写しは提出されていない。専門的な技術が必要と見られる本業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明書等の写しを提出することが望ましい。(意見)</p> <p>本業務は、特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされ、同共通仕様書1107条には、管理技術者の資格等が規定されている。本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されたが、資格者証等の写しは提出されていない。かつ、本委託契約は橋梁点検という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみでは、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p. 126	道路第一課	<p>平成29年9月31日付け28建設企第681号「建設関連業務における保険加入の確認について」によれば、①保険加入については、業務計画書へ記載する事項へ追加すること、②契約締結の際に業務契約書と併せて保険加入を証明する書類を提示することとなっている。本委託契約では、業務計画書に、業務者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険に関する保険加入状況の記載がなく、また、保険の領収証等の写しの添付もない。受託者の保険加入状況の確認は、労働者保護等のため非常に重要であるので、省すべきではない。受託者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険の加入については、保険の領収証などの保険加入を証明する書類の写しを提出させるか、提示を受けて確認したことを書面として記録しておくべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置未済) 指前事項①について、令和元年9月の監査以降は、業務計画書に保険加入状況一覧表を記載するよう改めました。また、指前事項②についても、業務計画書の提出時に、保険加入を証明する書類を提示させ、確認するよう改めました。今後は、このような誤りがないよう、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)第1139条(保険加入の義務に則り、適正な事務の執行に努めてまいります)。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p. 129	道路第二課	<p>本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとして、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定されている。本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されたが、資格者証等の写しは提出されていない。かつ、本委託契約は環境影響調査という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみでは、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第14 県央振興局

報告書ID	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.130	河港課	<p>本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされており、特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。本委託契約においては、管理技術者の資格等の写しの添付はなかったが、資格証明書の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は海岸長寿命計画作成という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格証明書の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合に、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写し提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>措置計画又は今後の方向性 建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.131	河港課	<p>本委託契約特記仕様書2条により、管理技術者は測量法49条により登録された測量士とされ、水頭における深淺測量及び水路測量の監理技術者に必要な資格は別途規定されている。</p> <p>本委託契約において、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格証明書の写しの添付はなかった。特記仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、本委託契約は監理技術者に複数の資格が必要となるほど専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格証明書の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合に、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写し提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.132	河港課	<p>本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされており、特記仕様書2条により、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。本委託契約においては、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格証明書の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は火山砂防工事の設計業務という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格証明書の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合に、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写し提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>
p.133	河港課	<p>本委託契約では、特記仕様書1条より、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部)等によるものとされており、同共通仕様書1107条には管理技術者の資格等が規定され、同1108条には照査技術者の資格等が規定されている。本委託契約においては、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格証明書の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は砂防関係施設緊急改築工事の調査業務という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格証明書の写しの提出を求めるのが望ましい。</p> <p>県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合に、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書の写し提出も求めるのが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。</p>	<p>建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。</p>

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(附属部局ごと)

第15 島原振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.132 道路第二課	道路第二課	<p>本委託業務においては、2箇にわたり期間の延長を理由に変更契約が行われている。1年度の変更契約は、地権者との調整に不測の時間を要するとの理由で期間を約1か月延長し、2年度の変更契約は橋梁に隣接する施設の機能確保のため再度設計を検討するために約半年の期間延長を行っている。いずれも期間延長の理由に相当性はあると考えられるものの、地権者との調整状況や期間延長についての協議状況が、打合せ協議簿に記載されていない。契約期間の延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、契約期間の延長が必須な事件や関係者・当事者間での協議の状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。</p> <p>契約期間の延長等、契約変更を伴う事項について、その必要性に関する事情や関係者・当事者間での協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。今後、このようなことがないよう十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	措置計画又は今後の方向性
p.130 河津課	河津課	<p>本委託業務は、国交省の砂防関係施設の長寿・命化に関する取組を受けて、島原振興局管内の砂防関係施設の点検等を行うものである。本委託業務に関する資料を精査したところ、点検が必要施設の一覧書は作成されているものの、同一一覧書には、各施設の点検状況や点検内容、点検時期等の記載はなく、点検状況を把握するには、別の報告書等を精査しなければならぬ状況である。また、本委託業務においては、数量変更の必要性が認められている一方で、打合せ協議簿には調査対象施設をまとめた一覧表などの「既存資料の精査をしたこと」や数量変更の必要性が認められたと記載されていないことが要因の一つであると考えられる。また、点検対象施設と点検時期を管理するよう改めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。今後、このようなことがないよう十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	
p.137 河津課	河津課	<p>本委託業務においては、数量変更による契約変更が行われている。工期延長については、協議がなされているが、打合せ協議簿にはその記録はない。工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要事項や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 契約変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で再確認しました。今後、このようなことがないよう十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	
p.138 道路第二課	道路第二課	<p>本委託業務を落札した事業者Aが、事業者Bに吸収合併され消滅した。さらに事業者Bが名称変更を行い、事業者Cとなった。これに伴い、AとBの吸収合併が行われた際、県は入札マニユアルに従い、債権者の変更を債権譲渡の形で認め、債権譲渡に関する書面の作成を指示している。しかし、会社法上、吸収合併においては、消滅会社と存続会社が合併契約を締結し合併が成立すると、消滅会社の権利義務一切は全て存続会社に包括的に承継されるものであり、またAとBの吸収合併契約書において、AとBの間の条項が存続する。また、AとBの間の権利義務一切をAとBに引き継ぐものとする。したがって、AとBが吸収合併した場合、新たにAとBとの間で債権譲渡を行う旨の文書及び県がその債権譲渡に承諾する等の文書は法律上意味を持たないものであり、その文書作成の可否については、必要性も含め再検討することが望ましい。</p> <p>吸収合併における債権譲渡に関する文書の作成の要件については、その必要性も含め再検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置未済) 契約書第5条において、「或発注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」と規定されており、承諾することによって権利義務の譲渡を認めておられます。承諾する事務手続きについては、全庁的なことであり、土木部建設企画課に吸収合併における債権譲渡に関する文書作成の要件についておける、必要性も含め、検討を依頼しております。</p>	<p>吸収合併が生じた場合等の事務手続きについては、全庁的な問題であるため、建設企画課にも検討を依頼してまいります。今後、検討結果に沿った事務手続きを行ってまいります。</p>
p.138 道路第一課	道路第一課	<p>本委託契約においては、(契約書10条1項)、発注者は請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に支払いをしなければならぬ(契約書10条2項)とされている。発注者は請求を要した月ごと契約書に支払い滞りがない旨の通知を提出しているが、県が請求書の受付を遅延し、平成30年8月分の請求書が翌月の9月14日付けで受注者より提出されたにもかかわらず、振興局の請求書受付日が11月12日となっており、発注者は発注者に支払いを行ったのは、その翌月の12月11日である。請求書の提出から約3か月が経過している。同様に、平成30年12月分の支払いが請求書提出から約3か月後、平成31年1月分の支払いは請求書提出から約4か月後に行っている。また、委託契約に「委託料は、委託契約に基づき遅滞なく支払われなければならない」とあるが、(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 現在提出された請求書については、受領日や処理日を記録して管理しています。処理状況を記録したデータ等を共有フォルダに保存し、職員全員で確認する体制を整え、支払遅延の防止に取り組んでおります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第15 島原振興局

報告書目	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
D.139 農村整備課		<p>本委託業務においては、当初平成30年12月26日までに履行期間としていたものを、地域住民や各管理者との協議に不測の事態が生じたことを理由に、契約期間を約2か月延長し、変更契約を結んでいる。しかし、地域住民との協議状況については、打合せ結果簿には記載がない。工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済) 変更を伴う工期延長等の変更については、契約変更が必要となる関係者との協議状況等を記載した業務打合せ記録簿(書面)を、受発注者間で取り交わすことを徹底するように課内会議で確認しました。今後、このようなことがないよう十分に注意し、適正な事務執行に努めてまいります。</p>	



令和元年度包捨外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包捨外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第17 五島振興局

報告書理	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.145 上五島支 所建設課	<p>本委託業務においては、3度の契約変更が行われている。1回目の契約変更である。平成29年1月10日付委託契約書(以下「当初契約書」という。)34条の2第1項で定められている各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28年度 (当初) 10,000,000円 (変更後) 18,646,480円</li> <li>・29年度 (当初) 20,000,000円 (変更後) 20,000,000円</li> <li>・30年度 (当初) 72,816,000円 (変更後) 64,169,520円</li> </ul> <p>また、同様、(当初)契約書34条の2第2項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・28年度 (当初) 11,111,120円 (変更後) 20,718,720円</li> <li>・29年度 (当初) 22,223,160円 (変更後) 22,223,160円</li> <li>・30年度 (当初) 69,480,720円 (変更後) 59,874,120円</li> </ul> <p>そして、この変更契約から約2か月後において、変更契約から約1年間延長する工期変更を行っている。平成28年度の支払限度額の根拠は示されており、このことから支払限度額の増額変更理由には相拠が乏しかったと判断できる。実際に、委託業務年度未履行部分検査調査調書によれば、平成28年度の出来高は全体の割程度であり、その割合は当初契約によって定められていた平成28年度の委託料支払限度額に相当するものであり、このことから支払限度額の増額変更理由には相拠が乏しかったと判断できる。このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算を次年度に付け替えていると見ることができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。</p> <p>支払限度額の増額変更は、委託料全体の増額変更ではないが、単年度で執行されるべき予算が安易に次年度に繰り越されることのないよう、その根拠は最終的に判断すべきである。</p> <p>提議年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 当該業務は、平成20年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、事業の適切な連携管理や出来高の把握を行い、その根拠を明確にし、支払い限度額の設定を行うよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済) 当該業務は、平成20年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、発注者に対し再委託範囲を明確にするよう、適切に指導してまいります。</p>	
p.146 上五島支 所建設課	<p>本委託契約においては、一括再委託等を禁止し(契約書7条1項)、一括ではなくとも、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁止している(契約書7条2項)。</p> <p>しかし、平成29年7月28日付打合せ議事録には、「現場が難島環境にあるため、担当が緊急要件にて難島した場合に現場作業が停滞する」「協力会社は、長崎県北派頭局管内の同種業務でも協働体制を構築して円滑に対応している事」「協力会社は、同島でも既に業務実績を有しており、より効率的な作業を図れる事」「現地調査や現地補修の理由として、弊社(※受託者を指す)権限の九州支店での基礎図字一タ策定などの前上での並行した作業が可能となる事」と理由として、受託者から、受託者とは別の事業者を協力支援会社として申請がなされている。これに対し、五島振興局は、受託者に対して十分に協力会社の作業管理と現地監督を行うよう指示をすのみで、この協力支援を了解している。</p> <p>この時に受託者より提出された業務体系図を確認したところ、協力支援会社の業務内容は「全般(現地調査、数値地図)、地形調査補助」「防犯基礎図作成補助」と記載されており、申請である委託内容と大きく異なる部分はない。このように打合せ議事録の記載や業務体系図の内容からは、再委託等の禁止に抵触しているように見えるが全くおらず、契約書7条1項及び2項で規定されている一括再委託等の禁止に抵触していないことと適切に判断すべきであり、そのために発注者に対する再委託等の禁止に抵触しないかを適切に判断すべきである。(指摘事項)</p>	<p>(措置済) 当該業務は、平成20年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、発注者に対し再委託範囲を明確にするよう、適切に指導してまいります。</p>	<p>(措置済) 当該業務は、平成20年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、発注者に対し再委託範囲を明確にするよう、適切に指導してまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の経緯報告・各論(所管部局ごと)

第17 五島振興局

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.147	上五島支所建設課	<p>本委託業務において、上記(1)記載の委託契約と同様に、3度の契約変更が行われている。1回目の契約変更である平成30年3月13日付変更契約書によると平成29年12月23日付委託契約書(以下「当初契約書」という。)34条の2第1項で定められている各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度(当初) 5,000,000円(変更後) 25,900,000円</li> <li>・30年度(当初) 33,000,000円(変更後) 18,000,000円</li> <li>・31年度(当初) 52,450,000円(変更後) 46,550,000円</li> </ul> <p>また、同様に、当初契約書34条の2第2項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29年度(当初) 5,556,600円(変更後) 28,778,760円</li> <li>・30年度(当初) 36,667,080円(変更後) 20,000,520円</li> <li>・31年度(当初) 48,226,320円(変更後) 41,670,720円</li> </ul> <p>そして、この変更契約から約2週間経過後の平成30年3月29日には、平成29年度支払限度額工期を9か月延長する変更を行っているが、その海抜量込みの根拠は示されおらず、打合せ記録にも詳細は記載されていない。また、第1回目の変更契約締結の同月中旬に、平成29年度その支払限度額工期を9か月も延長している事実から見ても、「当初想定していたよりも進捗を図ることが可能となったため」という支払限度額の増額変更理由は根拠に乏しいと言える。</p> <p>また、委託業務修正計画の修正結果を見ると、平成29年度の出来高は全体の1割程度であり、この出来高からしても支払限度額を25,900,000円まで引き上げた増額変更理由には根拠が乏しかったと判断できる。</p> <p>このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算が翌年に繰り越されていると見とことができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。</p> <p>支払限度額の増額変更は、委託料全体の増額ではないが、単年度で執行されるべき予算が翌年に繰り越されていると見とされることのないよう、その根拠は厳格に判断すべきである。</p> <p>増額年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。(指通事項)</p>	<p>(指通事項) 当該業務は、平成31年度に完了しております。今後同様の業務を行う際には、事業の適切な進捗管理や出来高の把握を行い、その根拠を明確にし、支払限度額の設定を行うよう努めてまいります。</p>	
p.148	総務課	<p>本委託業務は、長年にわたって一般競争入札を実施していたが、1者応募が続き、平成22年度に仕様書の見直しが行われた。しかし、その後も1者応募が続いている。平成23年度において直近3年間で連続して1者応募となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応募への対応について」(26会第69号)に従い、①参入障壁と見なされる事項がないかを検討し、②参入障壁となり得る事項等を見直しができるのであれば、仕様書を修正し、平成27年度以降は仕様書の見直しは検討されない。本委託契約の仕様書には、通常の保守点検業務の他、「不時の故障による機器並びに付属品の修理、取替及び整備業務」が業務内容として記載されているが、招標の際の修理工点検業務の保守点検とは違い、事業者にとっては不測の対応や支出を余儀なくされるものであり、新規事業者の参入障壁となりかねない。</p> <p>したがって、本委託契約においては、さらに仕様等を見直す余地があるから、速やかに見直すなど、平成26年11月14日付「1者応募への対応について」(26会第69号)に従った対応をすべきである。(指通事項)</p>	<p>(指通事項) 令和2年度契約より、仕様書の見直しを行い、他社参入の障壁と考えられた修繕業務の項目を除いた保守点検のみを仕様内容として、一般競争入札6月に予定しております。</p>	
p.107	庶務整備課	<p>本委託業務においては、委託業務が完了したときは、委託者は業務日報、精算明細書、支出一覧表などを提出し、委託者がこれらを基に検算を終了した後、委託料を支払うものとされている(契約書8条、9条)。</p> <p>これに基づき、平成31年3月8日に、委託者より換地計画等業務委託精算書が提出され、その添付資料として精算明細書、事業実績書、支出一覧表等が提出されている。</p> <p>しかし、支出一覧表を見ると、換地士に対する報酬の他に別の人物に対する賃金が計上されているが、この労働者と受託者との関係は不明であり、いつのどのような労働条件で労働契約が結ばれたのかなど、振興局担当者は正確に把握していない。また、同じく支出一覧表には、建物賃料が計上されているが、この建物の賃料の根拠は不明で、建物賃料と本委託業務との関係も不明であり、振興局担当者も正確な事実を把握していない。さらに、支出一覧表には、電気代や電話料についても金額が記載されているものの、その根拠となる証憑書類の添付はなく、振興局担当者が証憑書類を確認した事実もなかった。</p> <p>本委託業務においては、委託者より提出された各書類の確認はしているものの、各費用項目の裏付け等を何ら確認せずに委託料を支出している。委託料としては、委託契約の仕様等に基づいて適正な委託業務の遂行がなされたかどうかを確認するとともに、精算を求めたことにも、精算を求められた費用については、各費用項目が委託業務の範囲内において適正に支出された費用かどうかを厳格に確認すべきである。(指通事項)</p>	<p>(指通事項) 令和元年度分から各費用項目ごとに振込受付書、請求書、領収書等の書類提出を求め適正に支出された事を確認してまいります。今後も同様に支出内容の確認を行ってまいります。</p>	

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第18 香坂振興局

報告書理	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.153 建設課	建設課	本委託業務においては、契約期間の途中で、道路線形について再検討が必要となり、線形変更を行う区間について、新たに路線測量が必要になった。また、用地測量の結果、測量面積が当初想定より小さい範囲となった。そこで、県は受託者と変更契約を締結している。しかし、県は、新たな路線測量について、指示簿を作成していない。新たな路線測量は、業務内容及び委託金額の増額を伴う重要事項であり、本契約においても、その指示は書面で行わなければならないとされている(契約書10条1項)。その指示は書面にとどめておくべきである。当初契約で想定されていない測量業務を新たに受託者へ指示するにあたっては、その旨の指示簿を作成すべきである。(指図書事項)	(措置済) 指示簿を作成し指示するよう改めました。本件については、職員に対し改めて周知し再発防止に努めてまいります。	措置計画又は今後の方向性
p.153 建設課	建設課	県は、受託者に対し、用地に関する資料を貸与しているが、受領書等の書類は取り付けられていない。しかしながら、受託者が買与品の引渡しを受けたときには、契約上、県に対し、引渡日から7日以内に受領書又は借用書を提出しなければならぬとされている(契約書16条2項)。県において、受託者に対して買与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けなければならない。(指図書事項)	(措置済) 受託者に対し、買与品の借用書の提出を求めよう改めました。本件については、職員に対し周知することで改善に努めてまいります。	
p.153 建設課	建設課	本契約においては、受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならぬとされており(契約書10条1項)、管理技術者は、測量法49条により登録された測量士とされている(特記仕様書2条)。測量士の登録番号などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていないため、同人が別の測量士として資格を有しているかどうかは、受託者の申告を信用するより他ない。県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、回技師者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.153 建設課	建設課	県と受託者は、予め仕様書で打合せを定めているが、仕様書で定めた打合せ以外にも、業務の遂行に応じて頻りに打合せを行っており、その際には、電話、メール等で打合せを行った際にも、業務の指示や承諾があった場合には、その旨を記載した打合せ協議簿を作成している。しかし、指示、承諾等が対面での打合せでなされたのか、メールないし電話での打合せでなされたかを、打合せ協議簿に記載していない。メールであれば事後にメール内容を確認することも可能であるし、対面であれば他の関係者に内容を確認することができると考えられる。打合せ方法について、対面、電話、メール等の別は、打合せ協議簿等に記載しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) 打合せ方法の記載については、受注者が別途作成する「打合せ、協議記録簿」において協議、電話等、打合せ方法を記載しております。回技師者の提出を受け、打合せ方法を確認するよう努めてまいります。	
p.153 建設課	建設課	本委託業務においては、資料等がデータで貸し出されたときに、貸出しに際して、受領書又は借用書の提出を受けなければならないとされている(契約書10条2項)。県において、受託者に対して買与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けなければならないとされている(指図書事項)	(措置済) 受託者に対し、買与品の借用書の提出を求めよう改めました。本件については、職員に対し周知することで改善に努めてまいります。	
p.153 建設課	建設課	本契約においては、受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならぬとされており(契約書10条1項)、管理技術者は、建設コンサルタント登録簿に定める管理技術者とされている(特記仕様書7条)。県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていない。県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、回技師者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。
p.153 建設課	建設課	本委託業務については、平成28年度から平成30年度までの3年間、一般競争入札における1者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成31年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による1者応札がなされている(なお、平成27年度は指名競争入札により同一受託者が落札)。このように、本委託業務は、平成30年度をもって、一般競争入札において直近2年間で連続して1者応札となっており、平成31年度は、仕様等の写しや随時契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局委託競争入札で発せられた平成28年度から平成29年度までの対応について(216号第69号)に従い、①参入障壁とならないかを検討し、②参入障壁となる仕様等を見直し、③仕様等の写しを改訂し、随時契約適正化推進協議会において、随時契約への移行の可否を決定することとなっている。④回技師者の選考を受けることとなっている。⑤回技師者の意見聴取後、同協議会において随時契約への移行の可否を決定することとなっている。しかし、平成31年度の一般競争入札にあたっては、仕様等の写しは行われておらず、随時契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。本委託業務は、平成30年2月22日に1者応札による落札、同月28日に受託者と随時契約締結、同年3月1日より保守・点検業務の開始となっており、一般競争入札の公告から入札執行までの期間が短く、入札執行から随時契約までの期間が長いことが、公正性と競争性等にありとされているが、このようなタイムスケジュールでは、業務として、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまいうる可能性がある。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュールの検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すべきである。(指図書事項)	(措置未済) 公告時期、入札期間については関係法令に基づいた期間を確保し実施しているところであり、また、平成31年度も入札も引き続き実施する予定であり、必要期間は旨の通知に基づき見直しを行うなど、必要期間は確保されているものと考えております。また、業務の仕様の維持確保については、目的がダム通信機器等の正常な機能の維持確保のため、機器の保守点検のほか、通信機器、災害発生時などの緊急対応において、業務内容を切り替えないもの対応が必要であり、現状の仕様等の見直しは困難であるため、現時点では関係法令に基づいた期間を確保し実施しているところであり、また、平成31年度も引き続き実施する予定であり、必要期間は旨の通知に基づき見直しを行うなど、必要期間は確保されているものと考えております。また、業務の仕様の維持確保については、目的がダム通信機器等の正常な機能の維持確保のため、機器の保守点検のほか、通信機器、災害発生時などの緊急対応において、業務内容を切り替えないもの対応が必要であり、現状の仕様等の見直しは困難であるため、現時点では関係法令に基づいた期間を確保し実施しているところであり、また、平成31年度も引き続き実施する予定であり、必要期間は旨の通知に基づき見直しを行うなど、必要期間は確保されているものと考えております。	仕様等の見直しは困難であることから、随時契約への移行に向け、今後検討を進めてまいります。

令和元年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包括外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第18 巻岐振興局

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.159 建設課		<p>本委託業務においては、業務期間中に貯水水位の異常が報告されたため、貯水水位の取り換えなど、新たな業務が追加されることになり、契約金額を増補する変更契約がなされている。しかしながら、変更契約に伴う業務計画書は提出されていない。変更後の業務計画書は提出されても、(意見)変更契約により業務が追加されたような場合には、変更後の業務を追加した業務計画書を提出してもらいたい。(意見)</p>	<p>(措置済) 受託者に対し、変更後の業務計画書の提出を求め、取り組んでまいります。</p>	

令和元年度包外外部監査結果に係る措置に関する調査

Ⅳ 包外外部監査の結果報告・各論(所管部局ごと)

第19 対馬振興局

報告書ID	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.157	管理課	本契約において、委託料は、警備員の勤務時間(勤務時間)に勤務時間(勤務時間)を乗じた額で支払われることになっている(契約書3条)。この点、警備員の勤務時間(勤務時間)の報告を5分刻みで行わせており、5分未満の勤務時間があった場合、切り捨てられている可能性がある。その場合、県は警備員の雇用者ではないものの、受託者において労働基準法24条の賃金全額払の原則に反する事態が懸念されることを看過することにもなりかねない。 県に勤務時間を乗じて委託料の額が定められる場合には、労働基準法の精神に即し、1分単位の勤務時間を把握するか、時間を切り上げて勤務時間を把握し、委託料を決定するよう、県は、契約で定める等して受託者に遵守させるべきである。(指図書事項)	(措置済) 令和2年1月報告分から勤務時間に1分単位の時間を5分単位へ切り上げた勤務時間を毎月報告させ、適切な委託料を支払っている。 また、令和2年度契約分からは、上記のとおり5分単位に切り上げて勤務時間を報告するよう契約書に明記しております。	措置計画又は今後の方向性
p.158	用地課	本業務は、特記仕様書2条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工務調査等共通仕様書及び損失補償基準標準仕様書によるものとする。」と定められている。 そして、長崎県工務調査等共通仕様書を決定するものとする。「請負者は、工務調査等を遵守するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を作成するものとする。」と定められている。 しかし、本業務において、作業計画は作成しておらず、委託契約書(標準契約書)3条に規定されている工程表(1枚もの)は提出されているものの、その作成日付も明らかではない。 工程表の提出のみでは、作業計画を決定したと評価することはできないのではないかとの疑問が生じる。 本業務の提出により、作業計画の決定が求められる場合は、作業計画の作成を明示的に示しておくべきである。また、業務の内容及び、作業計画の決定までには必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。(指図書事項)	(措置済) 用地課指導班と協議を行った結果、必ずしも作業計画書を必要としないので、必要に応じて作業計画書の決定を求めるとし、必要無い場合はその旨特記仕様書(專業損失)に記載する事としました。 なお下記の通り特記仕様書を修正しました。 (修正内容) ・特記仕様書(事項)の第2「調査算定資料」に「ただし、長崎県工務調査等共通仕様書第7条に規定する作業計画書の作成については不要とする。 (※作業計画書が必要であれば削除)」を追加。 ※長崎県工務調査等共通仕様書の第7条で作業計画書を決定するものとするところがあるが、必要に応じて作業計画書を求めるよう上記文言を追加したものの。	
p.159	河津課	本業務は、土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)により実施されることとなっており、共通仕様書1111条1項には「受注者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。」と規定されている。しかし、本業務の契約締結日は平成30年8月29日であり、業務計画書提出は9月14日であり、訂正後の再提出は9月19日である。担当者の説明によると、打ち合わせに時間がかかったためというところ、業務計画書に規定されている提出期限に間に合わなかった場合、後日の後記等のため、その具体的な理由について書面として記録しておくのが望ましい。 共通仕様書等の提出を求める場合は、その具体的な理由を、打合せ簿などの書面に記録しておくことが望ましい。(意見)	(措置済) 契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出することについては、期日前までに連絡がない受注者に対して提出日の確認を行うこととさせていただきます。 今後提出期限内に提出がない受注者に対しては、業務打合せ簿により具体的な理由を記載の上、業務計画書を提出させることといたします。	
p.161	道路課	本契約は「特記仕様書(測量、調査)業務等共通仕様書(平成29年4月「長崎県土木部)」によることとされており、同共通仕様書30108条には、「管理技術者の資格等が定められている。本契約においては、管理技術者の履歴書は提出されているものの、資格証明書の写しの提出はなされていない。管理技術者に資格等を求めるのは一定の技術水準を担保するためであり、本契約が地質調査という専門的な分野であることに鑑みれば、管理技術者の決定通知を受けただけでなく、履歴書の提出も求められ、資格証明書の写しの提出も求めることが望ましい。 県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けると同時に、回技師等の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。(意見)	(措置未済) 土木部建設企画課にて、提出を求めるよう見直しを行っております。	建設企画課による改正後、資格証明書等の写しの提出を契約者に求めます。

令和元年度包摂外部監査結果に係る措置に関する調査

IV 包摂外部監査の結果報告・各論(附置部局ごと)

第20 教育庁

報告事項	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
<p>p.162</p> <p>義務教育 課</p>	<p>義務教育</p>	<p>本委託業務は、平成28年度からの3か年計画の事業である。当初から契約方式として一般競争入札が採用されているが、本委託業務までの3年間で、すべて自薦業者である同一の事業者が落札している。平成28年度は、他に社が入札に参加しているもの、平成29年度は、本委託業務である平成30年度は、自薦業者がそのまま1者応札の上落札している状況である。</p> <p>本委託契約は平成30年9月28日から同年11月1日までに、イングリッシュコミュニティを各地で7回実施する契約内容となっているが、一般競争入札の公告は同年7月12日、入札執行日が同年8月1日と設定されており、入札から約1か月弱という短期間でイングリッシュコミュニティを実施するスケジュールとなっている。</p> <p>競争参加の観点からは、このような短期間で具体的な実施日時が決められているキャampa運型を実施できる事業者は事実上限定され、競争を阻害するおそれがある。現に平成28年度に他の1社が入札に参加できなかった可能性は否定できない。</p> <p>また、本委託業務では、受託事業者がプログラムを提案し、教育委員会や市町村と協議をした上でプログラム詳細を決定することとなっている。また、プログラム実行のために高度な英語コミュニケーション能力を有する外国人講師を確保する必要もあり、業務内容に関して高度な技術力や専門性が求められるものとして、価格の面での競争のみならず、業務内容や質という面での競争が重要と考えられる。そこで、例えば本委託業務に關してプロポニザル方式を採用するなど、技術力や専門性での競争性を確保した上で、より技術力や専門性が評価されるような契約方法を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、令和元年度から事業を開始したイングリッシュ・サポートキャンプにおいては、適切なスケジュール設定を行うとともに、技術力や専門性での競争を確保できるよう総合評価方式を行っておりです。</p> <p>今後、類似する業務委託を実施する際は、適切なスケジュールの設定を行うとともに、委託する業務内容に適切な選定方式を採用するよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>
<p>p.163</p> <p>義務教育 課</p>	<p>義務教育</p>	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規に入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参加する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスムーズ化を図るなど、他事業者の新規参加が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務においては、地区をさらに細分化するなどの新規参加をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>
<p>p.164</p> <p>体育保健 課</p>	<p>体育保健</p>	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規に入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参加する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスムーズ化を図るなど、他事業者の新規参加が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務においては、地区をさらに細分化するなどの新規参加をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>
<p>p.165</p> <p>体育保健 課</p>	<p>体育保健</p>	<p>本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2、3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規に入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。</p> <p>本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参加する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスムーズ化を図るなど、他事業者の新規参加が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。</p> <p>本委託業務においては、地区をさらに細分化するなどの新規参加をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。(意見)</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>	<p>(措置済)</p> <p>既に終了している事業であり、受託者にも直接聞き取りを行い、仕様書に記載している各種内容を満たしていることを確認するとともに、報告がなかった運営責任者や危機管理体制のマネージャについては、提出を求めました。</p> <p>今後、業務の段階ごとに人員や危機管理体制など仕様書の内容を満たしているかを確認するとともに、受託者が運営完了報告書を作成する際、仕様書の内容の関連性を重視して作成するよう指示してまいります。</p> <p>また、提出された報告書と仕様書を照らし合わせながら、複数の旨で記載内容に漏れ等がないか確認するよう努めてまいります。</p>





